

2005年度名古屋市の 予算編成にあたっての 日本共産党の要求書

詳細要求（2004年12月24日提出）

日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

電話(052)972-2071 Fax(052)972-4190

ホームページ <http://www.n-jcp.jp>

e-mail: dan@n-jcp.jp

目 次

◆ 2005年度予算案に対する詳細要求

国および愛知県への要求	1
-------------------	---

各局別要求

総務局関係	6
財政局	8
市民経済局	9
環境局	13
健康福祉局	15
市立大学	23
住宅都市局	25
緑政土木局	28
教育委員会	30
消防局	34
上下水道局	35
交通局	36

各区の要求

千種区	37
東区	38
北区	38
西区	39
中村区	42
中区	43
昭和区	44
瑞穂区	44
熱田区	45
中川区	46
港区	47
南区	50
守山区	53
緑区	55
名東区	57
天白区	58

国および愛知県にたいする要求

< 国への要求 >

1. 地方自治体としての自主的、自立的行財政が運営できるように税財源を抜本的に見直し移譲する。
2. 消費税の減税・廃止を要求する。消費税の税率引き上げは行わない。定率減税の廃止など増税計画をやめる。
3. 政府債について低金利への借り換え、繰上げ償還を認める。
4. ゼネコン型の公共事業を抜本的に見直し、市民生活に密着した公共事業を推進する。
5. 住生活の環境悪化や住民追い出しにつながる「都市再生」は中止する。
6. 徳山ダム建設は中止する。
7. 地方自治体の上乗せ施策を理由とした補助金削減や交付税の削減を中止する。
8. 緊急地域雇用創出特別交付金事業について、次年度も継続して大幅に枠を拡大し、就業期間を1年以上に延長して雇用保険に加入できるようにする。
9. 不良債権処理の加速化を中止し、地域と中小企業への資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報開示して地域金融機関を支援する。地域経済および中小企業等の金融を活性化させるための法律を制定する。
10. 義務教育費の国庫負担を減らさない。
11. 生活保護費への国庫負担割合を引き下げない。母子加算を堅持するとともに、「失業」などの住民の窮状と実態に基づき受給できるようにし、生活保護基準を抜本的に改善する。また、「学資裁判」の判決をふまえて、高校進学のための加算等を創設する。
12. 保育所運営費や小・中学校建設費などの超過負担解消をはかる。
13. 下水道・都市公園整備の補助採択の枠を拡大し、実質補助率を引き上げる。
14. 市バスの運営費補助を拡充し、自主再建にある市バスへの財政援助を強化する。
15. 低公害車・超低床バス導入にあたって一般バスとの差額補助を拡充する。
16. 地域巡回バスへの助成措置を講ずる。
17. 地下鉄エレベーターやエスカレーターの維持・保守経費についても補助対象とする。
18. 大企業に対する固定資産税の減免、外国税額控除の名目による法人市民税の不当な控除など特権的減免を廃止し、不公平税制をなくす。
19. 地域経済を支える中小企業の受注機会を増やし、仕事と雇用確保をはかるために、官公需契約実績の国の目標を抜本的に引き上げる。
20. 大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法のいわゆる「まちづくり三法」の見直しをはじめとして、大型店の出店・撤退規制を盛り込んだ法整備を図る。
21. 国民年金や国民健康保険の保険料滞納者に対する強制的徴収を行わない。また、制裁措

- 置については中止する。また、国保への国庫負担の比率を上げる。
22. 介護保険の保険料・利用料は、住民税非課税世帯など低所得者への減免制度を設ける。
 23. 介護保険の制度見直しにあたっては、介護の軽い人の利用制限や施設利用者の負担増は行わず、国の負担割合を25%から30%に引き上げる。
 24. 市内の国立病院機構は、エイズや結核の拠点病院として、また第3次救命救急センターとして、いっそう体制を充実・強化する。
 25. 東尾張病院の触法心神喪失者病棟の建設にあたっては、住民の理解と納得が得られるまで話し合いを続け、強行着工しない。
 26. 保険でよい義歯がつけられるよう材料費や技術料などの保険医療点数の抜本的な改善をはかる。
 27. 小学校就学前までは、乳幼児医療費は無料にする。
 28. 児童手当制度を改善し、所得制限を設けず義務教育終了まで支給する。
 29. 児童扶養手当の所得制限をなくし、削減されたものについては元に戻す。
 30. 特定疾患医療費の公費負担制度を復活させ、特定疾患事業に肝炎やリュウマチをはじめ、難治性患者を対象疾患に加える。
 31. 低肺機能患者に対し在宅酸素療法患者の酸素濃縮装置の電気料金についても保険適用する。
 32. 学童保育への補助を大幅に増やす。
 33. 学童保育の障害児受入促進補助を2名の基準でなく1名からとする。
 34. 院内保育所への国庫補助を増額する。
 35. 急増する児童虐待などの相談に十分対応できるよう、児童相談所の運営の中心である児童福祉司を大幅に増員する。
 36. 障害者福祉制度への「応益」原則に基づく利用者負担は導入せず、「応能」原則を堅持する。
 37. 障害者通所授産施設の運営費について補助基準の増額をはかるとともに、希望するすべての小規模作業所が法人に移行できるように十分な財政措置を講ずる。
 38. 社会福祉施設の基盤整備のために、十分な財政措置を講ずる。
 39. 支援費制度について、運営経費や事業費などに十分な財政措置を講ずる。また、支援費単価は大都市の現状を反映し、障害程度の重い利用者が事業者などから忌避されないよう必要な水準を確保する。利用者負担は応能負担を変えない。
 40. 「ホームレス自立支援法」の目的が達せられるよう積極的な財政支援を行う。
 41. すべての食品に製造年月日の表示をする。また、遺伝子組換え食品や農薬などの検査体制を抜本的に強化し、安全性の検査、表示義務の徹底などをはかる。
 42. すべての輸入食品について、名古屋港などの検疫体制の強化と輸入年月日、原産国名の表示を義務化する。

43. B S E 対策の全頭検査を堅持する。
44. 大気汚染による健康被害が増えている実態をふまえ、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などが原因とされる公害病患者の被害者救済制度をつくり、自動車メーカーなどの企業負担を確立する。また、公害指定地域を新たに策定し、新規の公害病認定を行う。
45. 「自動車NOX・PM法」に適合できるよう、メーカーの責任で後付け装置の開発や装着を行わせる。中小運送事業者の負担を軽減するための助成制度を拡充する。
46. 土壌・地下水汚染について、操業中の工場からの汚染防止や土壌浄化基準などを厳しく定めるなどルールを確立する。
47. 容器・包装リサイクル法を改正し、回収・再商品化費用を自治体負担でなく、製造・販売業者負担にする。
48. 家電リサイクル法を見直し、家電4品目の引き取り・リサイクル料金を製品のコストに入れる。
49. 使用済み蛍光灯や乾電池など有害ゴミは、メーカーに引き取り義務を課すようにする。
50. 塩化ビニールなどの生産・使用の規制、塩化ビニール製品の引き取り・表示を義務付ける。
51. 藤前干潟の学習環境施設の運営については、市民やNPOの声を生かして進め、誰もが干潟の自然にふれることができるようにする。
52. 名古屋環状2号線東南部の建設工事を強行せず、トンネル方式などに変更する。1982年に実施した環境影響評価書で明記した環境保全目標が、供用開始時から守れるよう対策を明らかにし、住民の理解と納得なしに進めない。
53. 東海豪雨災害を繰り返さないために、都市基盤河川改修事業や流域貯留浸透事業のほか、浸水対策にかかわる必要な事業費を確保する。
54. 国直轄河川・庄内川および愛知県管理河川の新川や天白川について、河川激甚災害対策特別緊急事業及び特定構造物改築事業により、一色大橋を含む河川改修の促進を図る。また、事業に伴う民家等の移転については、住民の納得と合意を得る。
55. 国直轄河川の庄内川および愛知県管理河川の新川や天白川について、総合治水の立場から雨水流出抑制策などで、県や周辺市町村との連携促進や財政支援を図る。
56. 東海・東南海・南海地震への対策について、県や周辺市町村との連携促進や財政支援を行う。
57. 高潮防潮堤の耐震診断を行い、必要な耐震補強を行う。
58. 鉄道連続立体交差事業について、名鉄名古屋本線のうち市域部分、名鉄瀬戸線・矢田駅以東の市域部分、近鉄名古屋線・庄内川～新川を促進する。
59. 公営住宅の一般世帯（原則階層）の入居収入基準を大幅に緩和する。
60. 教育基本法の見直しをしないようにする。
61. 30人学級の早期実現のために財源措置をする。
62. 学校給食について米飯給食の国庫補助復活をし、牛乳の補助を継続する。

63. 非核 3 原則を法制化し、被爆者援護法を改正し、国家責任を明確にする。また、原爆症認定に際しては、認定基準を緩和し原則申請却下を行わない。
64. 市民の基本的な人権や地方自治権を侵す危険のある有事法制は廃止する。
65. イラクからただちに自衛隊を撤退させる。
66. 名古屋空港を軍事基地化しない。空中給油機の小牧基地配備を行わない。
67. 被災者生活再建支援法を抜本的に改正し、生活・生業再建支援金の増額、支給基準の緩和、住宅・店舗・営業用資産の再建のための支援金の創設などを行う。
68. 災害援護資金などの災害救助費用について基準額の増額や基準緩和を行う。
69. 消防職員の団結権を認め、自主的民主的労働組合ができるように法改正をする。
70. 住基本台帳ネットワークシステムを中止する。

< 愛知県への要求 >

1. 徳山ダムの建設は中止し、大規模開発を抜本的に見直す。
2. 愛知万博への強制的な観客動員は行わない。
3. 「愛知県行政改革推進計画」による県単独補助金の廃止・縮小をやめ、復元する。
すでに廃止・縮小した私立高校生の授業料補助など私学助成、80 歳以上の敬老祝金、公立病院の院内保育、障害者や難病患者会などの運営費カットをはじめ、市民生活に関係の深い施策を復活する。
高齢者、乳幼児、障害者・児、母子・父子家庭の医療費助成や国民健康保険の運営費などの補助金は、削減前に戻し、市事業への県の任意補助を大幅に増やす。
累積赤字をかかえている地下鉄、市バスに対する補助金を復活するとともに、広域的な公共交通機関としての観点から、市外の県民の乗客割合に応じた補助を行う。
市内の「ふれあい広場」は廃止しない。
4. 異常なリストラ・サービス残業の横行をおさえ、雇用の拡大・創出を図るよう要求する。
雇用問題の専門部門をつくって本格的な雇用対策をすすめ、リストラ規制などその責任を果たさない大企業に対して「広報」などに掲載するとともに、市幹部職員とともに県庁幹部職員が企業に申し入れなどを行う。
一定規模以上の事業所の閉鎖、移転、縮小などについては、計画段階で報告を義務づけ、県として計画の変更・中止を勧告する。
希望者全員が受けられる職業訓練の機会を抜本的に充実する。
労働者（パート・バイト含む）が労働条件・生活問題などを気軽に相談できる労働相談所を設置する。
院内保育所への県費補助を大幅に増額する。
青年の雇用確保のため、特に高卒者や女性の深刻な就職難の対策を強化する。女性労

- 働の実態調査を実施し、採用差別、昇給・昇格・賃金などの差別解消に努める。
5. 中小企業に資金が安定的に供給されるよう、地域金融の活性化のための施策を定め、地域経済の健全な発展をはかる。県制度融資に借り換え保証を適用する。
 6. 新川や天白川などの県管理河川について、総合治水の立場から早期に抜本的な改修を行う。また、雨水流出抑制策などで、周辺市町村との連携促進や財政支援を図る。
 7. 住民の反対する産業廃棄物処理施設の新設・拡張を認めず、また、不法投棄や違法投棄に対処する。
 8. 30人学級について財政支援など、積極的な役割を果たす。
 9. 県立高校の統廃合をやめる。
 10. 高校入試の複合選抜制度を廃止するとともに、高校進学希望者全員が入学できるようにする。
 11. 教員の本務欠員に対して正規教員を配置し、小規模中学校などへの教員加配を拡充する。
 12. 小・中の障害児学級について、児童・生徒一人でも開設できるようにし、障害児教育を拡充する。
 13. 市立南養護学校の移転に伴う整備についての財政支援を行う。
 14. ホームレスについて、公的な就労事業を増やすなどの就労支援や簡易宿泊所の創設、県営住宅への優先入居などの援護施策をすすめ、積極的な財政支援を行う。
 15. 市内に県営住宅の建設をすすめる。
 16. 北部市場で、輸入食品をはじめとした食品監視体制を強化する。
 17. 東海・東南海・南海地震への対策について、周辺市町村との連携促進や財政支援を行う。
 18. 「生活安全県条例」の運営にあたっては、警察による住民監視体制など、憲法で保障された基本的人権を侵害することがないようにする。
 19. 国民生活保護法は、戦争有事を前提に住民をまきこむものであり、この法律に基づく県条例は制定しない。

< 総務関係 >

1. 政治と業界との癒着の温床になっている企業・団体献金について、市長は、市の公共事業を受注している企業の役員から受け取らないようにする。また、事実上の企業・団体献金となる「政治資金パーティ券」の購入を企業・団体に対し求めない。
2. 市長、助役、収入役の退職金については、再選・再任の場合は支給せず、金額は大幅に減額する。
3. 市幹部職員OBの民間への「天下り」の実態調査を行い公表するとともに、課長級以上の市職員は退職後、その退職前5年間に在職していた部局や外郭団体と監督・契約関係など密接な関係にある営利企業・業者団体への再就職を禁止する。
4. 元市会議員の外郭団体への「天下り」は、ただちに禁止する。
5. 市民に痛みを押し付ける「行財政改革計画」や「財政健全化計画」を撤回し、地方自治の本旨に基づく「名古屋市基本構想」に沿って、自治体としての役割を果たす。
6. 再開発をはじめ大型開発を推進する「名古屋新世紀計画2010」を見直し、住民の福祉の増進（地方自治法）をはかる立場にたって、市民参加で基本計画を作成する。
7. 市民生活に必要な職員定数を確保する。大型開発事業による財政難を理由に、市民サービス低下を招く職員定員削減は行わない。
8. 行政評価をテコにした福祉・暮らしの予算の削減を行わない。
9. 行政の「営利企業」化をもたらし、民間経営の理念をつらぬく「経営会議」や「経営アドバイザー」は廃止し、トップダウンの行政はやめ、現場の声を大切にする。
10. 市長は、労働組合や市民団体との交渉・懇談に公平に応じる。また、審議会や行政委員会には、労働者の代表として「連合」系のみでなく、非「連合」系代表も登用する。
11. 愛知万博への強制的な観客動員を行わない。「ささしまサテライト」事業は、電力エネルギーの無駄遣いとなる深夜までの営業によって、万博のテーマでもある「環境」と矛盾するので中止を含め、見直しをはかる。
12. 県営空港となる名古屋空港について、自衛隊基地の機能強化をさせない。
13. 「公共交通優先の原則」に沿った名古屋都市圏域の交通体系をつくり、マイカー依存の交通体系をあらため、路面電車（ライトレール）をはじめ、多様な交通システムの整備方針を含め、人と環境にやさしい公共交通網の整備計画を策定する。
14. 市の幹部職員に女性を積極的に登用する。審議会への女性委員の登用率30%目標を達成する。
15. DV（ドメスティックバイオレンス）の防止のために関係局と連携して、配偶者暴力防止支援センターを設置する。相談体制の充実、シェルターの増設、NPO活動への支援

を強化する。

16. 市議員選挙などの際の「選挙公報」の点字版や声の公報を発行する。投票所をバリアフリーにする。郵便投票を拡大する。
17. 場外舟券売り場（ポートピア）の市内への誘致は認めない。
18. 有事法制にもとづく港湾や空港、市立病院等施設の米軍使用は認めず、物品・役務の提供は行わない。
19. 実効ある「非核都市宣言」「非核名古屋港宣言」を行う。
20. 「戦争に関する資料館」を早期に建設する。当面、名古屋市市政資料館などで、「戦争に関する資料館調査会」が保管している戦争資料を常設展示する。
21. 被爆 60 周年にあたり、核兵器廃絶にむけた事業を実施する。
22. 南京市にある「南京大虐殺遭難同胞記念館」の展示物のパネルなどを展示する。
23. 名古屋空襲などによる戦争遺跡の調査、保存をはかるとともに、学童疎開などの戦争被害の実態調査を行う。

< 財政局 >

1. 公正で透明な入札・契約制度にするために、指名競争入札や随意契約などを抜本的に見直し、一般競争入札を原則とし、予定価格の事前公表を行う。そして良質な工事を保障するための施行状況や完成の検査体制などの強化をはかる。
2. 談合情報があった場合は、入札を中止し、該当する業者を排除し他の参加者で再入札を行う。契約後、談合が発覚した場合は、ペナルティを強化する。
3. 度重なる談合や汚職事件をなくし、抜本的な入札・契約制度の改革を図るために、市民公募による「入札・契約制度改革のための委員会」を設置し、市民参加ですすめる。
4. 「財政健全化計画」を撤回し、市民サービスを低下させず、ムダな大型開発の見直しや中止により財政再建をすすめる。
5. 予算編成にあたっては、財源配分型のトップダウン方式をやめ、市民の要望を踏まえて各局・部・課・係から職員参加の積み上げ方式で編成するようにあらためる。
6. 日本中央競馬会（JRA）の場外馬券売り場を対象とする新税や、資本金10億円を超える企業を対象とする法人市民税の均等割の超過課税など、法定外普通税の導入を検討する。
7. 地方税法第367条に基づき固定資産税の減免措置を拡大する。特に低所得者、年金者、障害者世帯などに対する減免制度を設ける。
8. 都市計画税の税率引下げをはかり、中小業者の事業用地は小住宅地並みに軽減をする。
9. 赤字の競馬事業は、参加する自治体で検討委員会を設置し、計画的に廃止の方向を打ち出す。その際、公営事業に従事する労働者の身分を保障し、跡地利用は周辺住民をはじめ市民の要求や意見を十分に反映して決める。
10. 土地開発公社、公共用地先行取得等事業債、都市開発資金、および土地基金が抱えている長期保有土地（塩漬け土地）については、その原因と責任を明らかにするとともに、買戻しが困難な土地は、事業計画そのものを見直し、他の利用を再検討し、または売却する。
11. 受益者負担原則の徹底による公共料金の値上げは行わない。
12. 各種団体への補助金などの削減を行わない。
13. 高金利の市債について低金利への借り換え、あるいは繰り上げ償還によって利払いを減らすために、政府資金の借り換え・繰り上げ償還を国に認めさせるとともに、民間資金の借り換えを銀行側に認めさせる。

< 市民経済局 >

【雇用・景気・中小企業対策】

1. 全庁横断的な「不況・雇用対策本部」を設置する。
2. 青年の深刻な失業、就職難を打開するため、青年の雇用相談窓口を設置し、青年をとりまく雇用状況をふまえた対策をとる。また、庁内ワークシェアリングを拡充する。
3. 長期に失業が続く勤労者に対する市独自の生活支援資金貸付制度を新設する。
4. 公営住宅や高齢者福祉施設など市民生活に必要な公共事業を大幅に増やし、市民生活を充実するとともに、中小企業に対する官公需を大幅に増やす。
5. 少額、軽易な契約について競争入札参加業者でない中小零細業者に発注する「小規模工事登録制度」を創設する。また、市の発注工事は外郭団体も含め大手ゼネコン向けの一括発注方式でなく、分離・分割発注をさらに推進する。
6. 中小業者や市民も参加して「地域経済振興条例」を制定し、総合的な地域経済・中小企業対策をすすめる。
7. 地域経済の活性化のために、既存中小零細企業の支援を強化し、大企業誘致のための優遇施策は行わない。
8. サイエンスパークについては、全面的に見直し、土地開発公社所有土地の活用は、地元守山区民をはじめ住民参加でその活用を図る。
9. 大企業の工場閉鎖や移転について、名古屋市と企業の事前協議制度を確立する。
10. 製造業や小売業など業種別に市の職員による全事業所の実態調査をおこない、全事業所のデータベースを作成し、中小企業の仕事起こしに役立てる。
11. 市の「中小企業退職金共済制度」を拡充して、パート労働者にも適用する。
12. 絞り・友禅・七宝焼・仏壇・仏具・和ろうそく・扇子など伝統的地場産業を再生するために、「伝統的地場産業センター」をそれぞれの地域につくり、新進工芸作家などの作品発表の場としても活用する。また、伝統的地場産業の技術向上、市場開拓等の支援を拡充し、特に後継者の養成のための施策をすすめる。
13. 工業研究所の技術者養成事業を重視し、指導機関としての機能を強めるとともに、NC機械の使用など共同加工センターの機能を持たせ、中小企業の人材の育成や支援を行う。
14. イベントやコンベンションの誘致基準を策定する。その際、市民生活の向上と市内の中小企業の発展につながるものを重視する。

【金融対策】

15. 地域と中小企業への資金供給に努力する金融機関は、公的に評価する地域金融アセスメントを実施して地域金融機関を支援する。
16. 金融機関による貸し渋り・貸し剥がしをやめさせるうえで、市信用保証協会が役割を果たすように指導する。

17. 商工ローンなど高金利の既往債務について、低金利の制度融資に借り換えができるようにする。市の制度融資等の返済が困難なときは、借り換え融資や無利子での返済猶予制度を新設する。
18. 中小企業向け無担保・無保証人融資保証の限度額を 1500 万円に引き上げる。また、保証総額の残高が無担保・無保証人保証の限度額（現行 1250 万円）以内の場合は、限度額まで無担保・無保証人による保証を受けられるように改める。

【商店街振興】

19. 大型店の出店や撤退、24 時間営業などに対して市独自の規制を行う。
20. 公設市場については、地域住民に利用しやすいものとなるよう、さらに支援を強め廃止しない
21. 商店街や小売市場に、商業機能、地域のふれあいの「暮らしの広場」としての情報化事業や地域イベントの支援、モール化、共同駐車場の促進をはかる。
22. 商店街のアーケードや街路灯、カラー舗装などの維持管理費は全額補助する。また、アーケード、テント看板など道路占用料の免除規定をつくる。
23. 商店街の空き店舗対策の助成制度は、出店者を直接支援するものに改め、商店街振興組合のない小売店舗や小売市場の空き店舗も対象とする。

【市民生活】

24. 国民総背番号制につながる住民基本台帳ネットワークシステムからは離脱する。システムのインターネットとの接続をただちにやめる。
25. 市政の苦情・相談窓口である広聴課を拡充し、市民が利用しやすいようにする。特に区役所の相談窓口を充実し、個別の相談に応じられるようにプライバシーも配慮したスペースをつくる。トリオフォンのPRなど区役所での外国人相談の充実をはかる。
26. 情報公開条例の運用にあたっては、計画立案中の情報も含めるとともに出資団体や市職員の派遣団体のすべてを対象とする。
27. 審議会などの開催日程や市民からの意見公募などの情報は、市のホームページだけでなく、もれなく「広報なごや」などで市民に広く知らせる。
28. 住民の自主的な地域活動の場として、早期にすべての小学校区にコミュニティセンターをつくる。建設にあたり階段昇降機を設置するなど利用者の希望を取り入れるとともに、住民の利用しやすいように学区連絡協議会など公共的団体の運営を継続する。
29. 各区役所に企画部門を設置し、政策決定・予算編成への権限を付与する。
30. 区役所民生課児童係がおこなっている児童並びに母子及び寡婦の福祉についての相談業務と、現在、保健所でおこなっている子育て総合相談窓口の業務を統一し、児童福祉を担当する職員と保健師を配置する。
31. 「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」については、基本的人権の侵害や住民監視とならないようにするとともに、路上禁煙地区において過料徴収は実施しない。

32. 交通危険箇所が多い小学校区に交通指導員を増員する。

【消費生活】

33. 中央卸売市場の規制緩和については、関係業者の意見を聞き、慎重に対処する。中央卸売市場の食品監視体制を強化する。
34. 食肉中央卸売市場（南部市場）の新築移転にあたっては、環境対策を特に重視し、公正な入札をはじめ、特定業者の利権の対象にさせない。高畑市場の跡地利用については市民合意をはかる。
35. 食肉市場の統合一元化に際しての営業権譲渡価格 59 億 2 千万円については精査し直し、必要な場合は、名古屋食肉市場株式会社（名食）が愛知食肉卸売市場協同組合（愛食）に譲渡価格の一部または全部の返却を求めるよう指導する。営業権譲渡にかかわる名食への卸売機能強化の補助金は支出しない。
36. 消費生活センターは職員体制を充実させ、急増する架空請求やサラ金・ヤミ金の被害への相談機能を強化する。また、食の安全の確保のための学習、規制、テスト機能を強化する。
37. 改正された「市消費生活条例」を活用して、消費者啓発や悪徳業者名の公開などを迅速に行う。消費者団体への支援、連携を強化する。

【文化】

38. 伝統と特性を継承しつつ、新しい都市文化の創造と文化的なまちづくりのための「名古屋市文化振興計画」を策定する。
39. 名古屋フィルハーモニー交響楽団はじめ、各文化団体への助成を増やし、市民の自主的な文化活動への助成を強める。
40. 文化小劇場の各館に利用者や利用者団体が参加できる運営委員会を設置し、市民の自主的な文化芸術活動に利用しやすいように運営方法を改善するとともに、効率性のみにとらわれず利用料の引き下げや開館時間の延長を検討する。
41. 子どもを対象とした舞台芸術の自主公演を援助し、親子劇場や親子映画・親子読書など、親と子の自主的な文化活動を発展させる助成を制度化する。
42. 児童・生徒一人あたりの芸術鑑賞助成金を増やし映画鑑賞も対象に含める。
43. 芸術創造センターやアクテノン（演劇練習館）の資料室を充実し、市内で公演された演劇などの脚本を収集・保存し、閲覧できるようにする。
44. 名古屋城は、博物館相当施設にふさわしく学芸員や職員を増やすなど、特別史跡として全体の管理が十分にできる体制を整える。また、徳川美術館との連携をはかる。
45. 本丸御殿の国重要文化財・障壁画などについて復元模写や保存修理をする。また、本丸御殿の復元計画は財政問題などを考慮し慎重を期す。
46. 市民の様々な文化・創造活動を振興するために、市民芸術祭を拡充するとともに、若手芸術家の製作及び発表の場を確保するなど、地域の特色を活かした催しをすすめる。

47. 名古屋ポストン美術館の展示企画に市民の声を反映させ、これ以上の財政負担はしない。

48. 区民まつりへの自衛隊の出展・参加は中止する。

【人権】

49. 名古屋人権施策推進プラン及び第2次実施計画の効果、実施状況を市民にわかりやすく知らせ、推進を図る。

< 環境局 >

1. 地球温暖化防止の取り組みについては、本市の目標である 10%削減にむけて、年度ごと、分野ごとの具体的な実施内容と目標を示して推進を図る。
2. 騒音対策について、環境基準を遵守させるとともに、騒音規制法の要請限度を超えた場合は、ただちに速度制限などの対応を公安委員会に要請する。
3. 名古屋市自動車公害対策推進協議会は、市民参加で住民の声を反映させる。
4. ディーゼル車の黒煙等の汚染実態を解明するため、PM2.5(粒経 2.5 ミクロン以下の粒子状物質)などの調査を主要幹線道路のすべてで推進する。
5. 「名古屋南部大気汚染公害訴訟」の判決をふまえ、浮遊粒子状物質や二酸化窒素などの自動車排出ガス対策をいっそう強化する。また、国道 23 号線沿線住民の健康調査を早急に実施する。
6. 大気汚染・騒音・振動・低周波公害など環境が悪化している名古屋都市高速道路は、騒音対策だけでなく、「現況非悪化」の原則を守るよう「都市高速道路沿道交通騒音対策推進連絡会」を拡大して実行性あるようにすすめる。
7. 国の公害指定地域解除後の大気汚染による新たな健康被害者に対し、市独自に医療費助成を行う。
8. 自動車NOx・PM法の実効性を高め、運送事業者の負担を軽減するために、ディーゼル貨物自動車代替助成およびNOx・PM低減装置の装着助成を拡充する。
9. 中断している気管支喘息受診者調査を再開し、市独自で小児喘息の医療助成制度をつくる。また、ネプライザーの貸与台数を増やし、貸与年数を延長する。
10. 公害病患者について転地療養やりハビリ訓練を充実し、温水プールを無料にする。
11. 市バスやごみ収集車などを低公害車にきりかえ、低公害車の普及・啓発の施策を抜本的に改善し、施策の推進をはかる。
12. 土壌・地下水汚染については十分な調査を行い、原因者の責任と負担で完全な浄化対策を行う。汚染の原因者が不明の場合における浄化対策をはかるための浄化基金制度を設ける。
13. 名古屋市が実施したり、入手した調査結果や測定データなどの公害・環境情報は、すべてすみやかに公表する。
14. 酸性雨による被害の実態調査に基づく対応策を確立する。
15. 新幹線公害の調査に基づき、新幹線公害訴訟団との和解条項を今後とも完全に実施する。スピードダウンを含む騒音・振動対策をいっそうすすめ、よりよい環境実現をJR東海などに要求する。また、公害対策として取得している旧国鉄の用地は、地元住民合意の

もとで公共利用をはかる。

16. 名古屋空港を自衛隊が使用する限り、これまで国において行われてきた騒音防止対策等を県に継続させるよう働きかける。
17. ラムサール条約に登録された藤前干潟の環境学習施設の運営にあたって市民の声を反映させる。また、藤前干潟保全の経緯について展示する。
18. 徳山ダム建設のための出資はやめる。
19. ごみ収集業務については、直営を基本とし、民間委託等については拡大しない。
20. 家庭ごみ収集の有料化は行わない。
21. 事業系ごみは、収集許可業者や事業所への分別排出の指導を強化するとともに、プラスチック製容器包装、紙製容器包装についても、ごみ処理施設への搬入を禁止するなど減量を進める。
22. 鳴海工場の改築については、ごみ減量に逆行し自治体の責任を後退させるPFI方式は見直す。また、ガス化溶融炉の導入についても、大規模炉での実績が少ないことや分別のあり方が問われるので慎重に検討する。
23. 使用済み蛍光灯・乾電池など有害ごみは、当面、別途収集する。
24. 福祉・教育施設などについては、事業系ごみ扱いせず、市収集とする。
25. 生ごみの資源化事業を順次拡大する。その際、環境対策に万全を期す。
26. 住民に分別の徹底などの排出指導を行うため、現場職員の力を生かした指導員制度を設ける。
27. 古紙リサイクルシステムと集団資源回収の結合による古紙の資源化を全学区で実施する。
28. 粗大ごみの収集は、リサイクルできるようにトラック（箱型自動車）による収集を拡大し、プレス車は資源化が不能な場合に限定する。
29. 借上車の契約に際し、市民サービスの低下に結びつきかねない労働基準法違反などがないように法規遵守を徹底する。
30. ごみ出しが困難な世帯に対する「ふれあい収集」（訪問収集）については、収集体制を拡充し、対象者の要件を緩和する。

< 健康福祉局 >

【高齢者福祉・介護保険】

1. 敬老パスは、無料に戻す。
2. 介護保険制度を改善する。

保険料減免制度の資格要件を緩和し対象者を拡大する。

低所得者のために利用料の減免、または補助制度を新設する。

特別養護老人ホームの増設を急ぎ、待機者の解消をはかる。養護老人ホーム、老人保健施設など基盤整備をすすめる。

ショートステイ用ベッドの確保のため施設増設とともに、市によるベッド借上げなどの緊急対策をすすめる。必要な医療機能が提供できるショートステイ用ベッドを増やす。

痴呆や老人虐待、経済的事由などの困難事例について責任を持てるように、市が指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護サービス事業者になる。直営の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を維持するとともに、高齢者対象の市職員ヘルパーを復活する。

区役所の介護保険業務は、事業者の紹介や要介護認定に限定せず、いわゆる困難事例などを積極的に措置するとともに、介護事業者に引き継ぐまでの一定期間や緊急時には、職員が直接支援できる体制を確保する。

住宅改修・福祉用具購入費の支給は、受領委任払い方式に改善する。あわせて住宅改修費に障害者住宅改修補助並みの上乗せ助成を行う。

配食サービス事業の安否確認を事業者に徹底するとともに、ボランティア主体の事業者・非営利団体なども参入しやすいように実務の簡略化や助成金の増額をすすめる。

介護報酬の不正受給を見逃さない監査指導体制を確立する。介護オンブズパーソン制度を導入する。

3. 日常生活用具の貸与・給付、緊急通報事業「あんしん電話」などの介護保険外サービスの継続・拡充をはかる。特に介護予防のため、歩行支援カーを生活支援事業として貸与する。
4. 高齢者の自立支援、地域福祉の拠点となる「宅老所」や「小規模多機能施設」を学校の空き教室や商店街の空き店舗なども活用しながら整備する。NPOなどが運営する同趣旨の施設について実情を把握し、必要な助成を検討する。
5. 非営利の民間福祉活動でおこなっている宅老所などについては、運営費の補助、および建物の建設費補助を行う。

6. 直営の養護老人ホーム、軽費老人ホームを堅持するとともに、市営住宅の確保など高齢者の居住を保障する。とりわけ一人暮らし高齢者の居住保障対策を強める。
7. 市民の利用が多い老人休養温泉ホーム「松ヶ島」は廃止しない。
8. 福祉会館など社会福祉施設の指定管理者には、営利目的の業者は指名しない。
9. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の次期計画策定にあたっては、市民・サービス利用者・事業者らの参加を重視するとともに、地域ごとのきめ細かい計画もつくること、またサービス利用率の向上など具体的な数値目標を示す。

【児童福祉】

10. 手狭になっている児童福祉センターの改築にあたっては、利用者及び関係者を含む市民参加でセンター改築計画を立てる。
11. 児童相談所を増設する。
12. 児童虐待にかかる児童相談所の相談援助体制を強化する。虐待防止班だけでなく児童福祉司、相談員、心理判定員などの専門職員の体制を総合的に充実強化する。
13. 誰もが気軽に子育て相談ができるように、子育て支援センターを全区（保育園など）に設置する。児童相談所や区役所、保健所、児童館、保育園などの子育て相談機能を強め、たがいの連携を強化する。
14. 子育てサークルなど市民の自主的な子育て活動について、活動場所の保障などの支援を強化する。
15. 学童保育は児童福祉法にもとづき、市の条例化をはかる。公的責任で、指導員の身分保障や施設の最低基準の確立など抜本的な改善をはかる。
16. 学童保育に対する人件費補助、家賃補助をはじめ、補助金を大幅に増額する。指導員は児童 10 名につき 1 名とし、常時複数体制の配置にする。また、指導員の社会保障制度への援助を増額し、児童傷害保険への補助をする。指導員の研修制度を確立する。
17. 学童保育を推進するため、空き教室などの公共施設の利用、公有地の貸与を含む用地の確保をすすめる。また、開所時間は午後 6 時までを基本とし、土曜日の午前も実施する。4 年生以上も対象児童にするとともに、障害児の加算は 1 人から対象とする。老朽化した施設の建て替えを速やかに進める。ひとり親世帯の負担軽減策を設ける。
18. 児童館は、地域の児童健全育成および子育て支援の拠点となるよう、体制の強化、施設の改善をはかる。当面、支所管内に建設する。指定管理者には営利を目的とする事業者は指名しない。
19. のびのび子育てサポート事業の利用料金を引き下げる。とくに負担が重い長時間利用時の減額制度を設ける。

【保 育】

20. 保育所の耐震診断と耐震補強を公立・民間問わず、すみやかにすすめる。
21. 保育料は、生活実態に見合った額を基本とし引き下げをはかる。B階層の保育料を無料に戻す。第2子の減額制度を拡充する。
22. 待機児童の多い地域では保育所の新設や増設をはかり、待機児童を早急に解消する。乳児保育の定員超過入所にあたっては、施設改善など条件整備をはかる。また、産休明け・育休明け入所予約事業の実施園を増やす。
23. 病児・病後児保育を医療機関・保育所などですみやかに実施する。そのために必要な施設整備や職員体制を確保する。すでに行っている医療機関などへまず委託する。
24. 休日保育を実施する。すでに実施している保育所には、優先的に補助する。
25. 延長保育の実施保育所を公立保育所も含めて拡大する。パート、自営業もふくめ父母が必要とする保育時間を保障する。二重保育を解消する。
26. 障害児が希望する保育所に入所できるように障害児保育体制を充実する。入所は「おおむね3歳から」となっているが、「必要な子どもは入所させる」と改める。障害を理由した保育時間の制限はしない。
27. 一時的保育の実施保育所を拡大し、公立保育所でも実施する。
28. 公立保育所の給食調理職員の嘱託化を拡大せず、外部委託はしない。
29. アトピー性皮膚炎など食物アレルギーの保育園児に対し、除去食や代替給食が提供できるよう予算と体制を確立する。
30. 保育所の機能をいかした、地域の子育て支援事業を拡充する。
31. 老朽化した施設の改善やクーラーの設置など、快適な保育環境を整備する。
32. 耐震診断結果 - 2と判定された東栄・則武の二市立保育園の改築を急ぐ。
33. 保育所の入所申し込みにあたっては、情報提供を積極的に行うなど広報活動を強化する。すぐ入所できる状況にない場合でも、希望の意思がある人は全員受け付ける。
34. 保育所入所児童の親が育児休業を取得した場合も、引き続き入所できるようにする。また、その場合の保育料を軽減する。
35. 民間福祉施設運営費補給金（公私間格差是正制度）を堅持する。民間保育所、病院内保育施設への補助金を削減せず増額する。保育士など職員の職業病対策を強めるため、特別健診に補助をする。
36. 託児室（無認可保育所）への補助金を当面、家庭保育室並みに増額し、施設整備費補助を新設する。
37. ベビーホテルや駅型保育などの施設、職員配置、保育・給食内容などの実態調査を実施

し、適切な指導をする。

【障害者福祉】

38. 小規模作業所への新規補助の3ヵ月分カットをやめ、年度当初からの12ヵ月分全額を補助する。
39. 削減された重度障害者タクシー料金助成を元に戻す。福祉特別乗車券の支給を継続する。
40. 頻繁な通院を要する人工透析患者など重度障害者へのタクシー券支給枚数を増やす。
41. 支援費制度による居宅介護支援は利用上限を設けず、生活実態にみあう利用を保障する。
42. ショートステイ、デイサービス、グループホームや身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、授産所などの施設整備をすすめる。
43. 利用者負担は措置制度のもとでの負担水準を上まわらないようにする。
44. 障害者地域生活支援センターは、障害種別に相談できるように体制の充実をはかる。
45. 重症心身障害者児施設を早期に建設する。また、重症心身障害者児にたいするショートステイ事業を改善する。
46. 障害乳幼児の早期療育対策を充実し、新基本計画時の地域療育センター5ヵ所建設に向けて、まず東部方面に早急につくる。当面、地域療育センター以外の通園施設においては、常勤の専門スタッフを配置する。また、地域療育センターは、地域のニーズに対応できるように機能を増やし、十分な職員配置をする。
47. 障害者のための市職員などによるホームヘルパーを増員し、グループホームやレスパイトセンター(一時保護所)など生活支援の場にも派遣できるようにする。
48. 市の身体障害者施設として、レスパイトセンターを認める。
49. ガイドヘルパーを大幅に増員し、派遣対象を拡大する。
50. 障害者のグループホームへの設置費補助、家賃補助を大幅に拡充するとともに、運営費補助は少なくとも現行水準を下回らないようにし、支援費との差額を助成する。
51. 障害者向けの住宅改造助成制度の一層の充実をはかるとともに、貸付制度の利率を大幅に引き下げる。
52. 障害者の就労促進のために、障害者職業訓練校を市内に誘致するとともに、障害者雇用支援センターの充実をはかる。企業等への障害者雇用を促進する。
53. 民間福祉施設運営費補給金(公私間格差是正制度)を堅持する。運営費などへの助成措置を継続し充実させる。
54. 希望する小規模作業所の小規模通所授産施設への移行を積極的に支援する。小規模通所授産施設への補助は法人施設にふさわしく、認可授産施設と同水準に引き上げる。
55. 障害者の小規模作業所への助成を削減せず増額する。

56. 精神障害者に生活指導・作業訓練などを行う社会復帰施設や小規模作業所を増設するとともに、補助金を増額する。
57. 地域医療機関の協力も得て、在宅重度精神障害者への訪問看護制度を新設する。またホームヘルプサービス、デイケア、ショートステイ、グループホームなどの在宅福祉サービスを充実させ、精神障害者の社会復帰を支援する。
58. 福祉用具プラザのような日常生活用具、補装具などの修理、リサイクル、発明、研究をすすめるセンターを拡充し、各区にこれらの日常用具の展示・相談所を設ける。また、制度周知のための広報を積極的にすすめる。
59. 点字ブロック、スロープ、エレベーターなど、障害者にとって安全で便利なバリアフリーのまちづくりに努め、公共施設の改善をすすめる。
60. 視力障害者に対して、公文書の点字化の拡大と点字図書の拡充をはかる。
61. 聴覚障害者のために区役所などの公共施設に公衆FAXを設置する。
62. 障害児のサマースクール、夏休み作業所、訓練、キャンプなどの事業に対する補助制度を拡充する。
63. 知的障害児施設「あけぼの学園」、知的障害者更生施設「希望荘」の改築に向けて、利用者、市民、職員の意見を反映させた計画をつくる。

【生活保護・低所得者対策】

64. 生活保護の申請はすべて受理し、不当な適用制限をしない。区役所(福祉事務所)の現業員配置を増やし十分に相談、援助できる体制を整える。
65. 市の法外援護の切り下げをしない。廃止された福祉奨学金制度を「学資裁判」の判決を踏まえて復活する。
66. 生活保護施設「植田寮」の改築整備に早期に取り組む。
67. 「ホームレス自立支援計画」の具体化として、相談窓口の拡充または専門援助機関を設置し、就労・援護・住居確保・健康管理など総合的な施策を、民間支援組織などと協議しつつ行う。
68. 緊急一時宿泊施設(シェルター)や自立支援センターは、1日3食を提供するなど処遇の改善をはかるとともに、入所できる条件を緩和して保護対象を広げる。
69. 「ホームレス就業事業」は国庫補助の有無に関わらず継続して行う。
70. 「笹島寮」に代わる社会福祉施設として簡易宿泊所を設ける。

【医療福祉】

71. 老人医療費助成および福祉給付金の対象を元に戻す。福祉給付金制度の対象を市民税非課税世帯に拡大する。

72. 子どもの医療費無料制度は、義務教育終了時まで順次拡大するとともに、所得制限を撤廃する。
73. 障害者医療費助成制度の所得制限を撤廃し、対象者の拡大を行う。
74. 精神障害者医療費助成制度の対象を精神障害者保健福祉手帳2級所持者に拡大する。
75. 低肺機能患者に対し在宅酸素療法患者の酸素濃縮装置に使用される電気料金の助成を新設する。「低肺ホーム」の建設や呼吸器教室の拡充をはかる。
76. 特定疾患に関する名古屋市独自制度を継続する。薬剤治療中などに限定された事業対象者の範囲を、定期的な検査受診者などへ拡大する。
77. 小児救急医療体制を充実する。
78. 救急患者を受け入れている病院への補助金を実態に合わせて増額する。
79. 訪問歯科診療・訪問指導を地域の歯科医の協力を得てすすめる。診療にあたっては医療器具の貸出などを援助する。
80. いわゆるオーバースティ等の外国人などへの医療支援制度を設ける。
81. 被爆者への援護施策を拡充する。

【国民健康保険】

82. 国民健康保険料を値上げしない。
83. 世帯主の給付を8割に戻す。
84. 減免制度をいっそう拡充するとともに、市独自の傷病手当を新設する。
85. 資格証明書は発行せず加入者全員に保険証を交付する。
86. 保険料未納者に対する納付の督促は、加入者の生活実態をよく考慮し納付相談などで慎重に対応する。
87. 一部負担金の減免・支払猶予制度の周知徹底をはかり、制度の活用をすすめる。

【災害救助】

88. 医療機関や福祉施設での防災訓練を住民と消防隊の参加協力も得るなど実践的なものにする。
89. 防災拠点病院を減らさず、市内各所に分散配置し、機能強化をはかる。
90. 医療機関、保育園、介護施設など公民問わず全ての医療・福祉・介護施設の耐震診断、耐震補強をすすめる。民間施設へも指導だけでなく助成・支援をおこない、改修を促す。
91. 小規模作業所、学童保育所、グループホームなどの防災対策をすすめる。
92. 避難施設、防災拠点への防災備品、食料などの備蓄をふやす。
93. 災害弱者の避難誘導計画を、地域・施設ごとにつくり避難訓練をする。

【保健衛生】

94. 入院を含めた精神保健福祉計画を早期に策定する。

95. 精神病患者の救急治療受入れ病院などの体制を確立する。
96. 妊産婦の無料検診回数を増やす。
97. 乳幼児、妊婦、高齢者、成人など各種検診制度の受診率を高めるため受診機会を増やし対象年齢・料金を元に戻す。前立腺ガン検診の導入など検診制度の充実をはかる。
98. 職域健診機会のない中小業者とそこで働く人の実情に応じた、検診体制の強化をはかる。
99. フリーターなど職場で健診機会のない若者やいわゆる「ニート」など無業者の若者の健診に助成する。
100. インフルエンザワクチンが身近な医療機関で接種できるよう情報を知らせるとともに、接種の費用助成を65歳以上だけでなく、未就学児童などにも拡大する。市民税軽減世帯などへの負担免除の手続きを簡素化するなど、市民負担の軽減をはかり接種率を高める。
101. タバコの害についての未成年者や市民への啓蒙活動をつよめる。タバコ自動販売機の設置を規制する。
102. アレルギー症候群、シックハウス症候群などの実態調査と研究をすすめ、保健所での指導を改善し、相談に対応できるようにする。また、保育所、幼稚園、小・中学校の児童・生徒のアレルギーの検査を保健所や民間医療機関などで公費で行える体制をとる
103. 緑・中川区など人口の多い区には、歯科医師衛生士を増員する。また、歯科医師は方面別に配置する。
104. 地下街、飲食店の多いビルなどで、ネズミの実態と被害調査を行い、生活衛生センターが抜本的な撲滅計画を立て実施・指導する。
105. S A R S に対して、予防と発生時の対応などの対策を強化する。
106. エイズに対する正しい教育、啓蒙活動を行い、そのために学校教育などで取りあげる時間を増やす。また、保健所での相談、検査体制を拡充する。
107. 保健所の介護予防事業やリハビリ教室の拡充、母子保健事業の拡充をはかる。

【食品衛生】

108. 保健所や衛生研究所及び中央卸売市場「本場」、高畑市場の食品監視体制を強化し、市民の食生活を守る。
108. O - 1 5 7 など食中毒対策を強化する。
109. 激増している輸入食品を市として独自にチェックする。
110. 添加物、残留農薬、B S E、遺伝子組み替え食品等について安全性の確認のために検査体制を充実する。安全性等が確認できるまで、本市の学校・保育所・病院などの給食材

料に遺伝子組み換え食品を使用しない。

【市立病院など】

111. 市立病院再編計画は、地域医療・防災対応などの機能縮小への不安が地域に広がっているため、市民、患者、職員の参加を得て必要な計画の見直しを行う。
112. 医療事故防止のために、必要な人員配置と職場環境の整備をはかるとともに、医療事故防止のための検討委員会には、外部の有識者、患者や市民代表を加える。
113. 医療事故防止のため、必要な人員配置と職場環境の整備改善をはかる。
114. 治療の一貫である入院患者の給食は民間委託を拡大しない。
115. カルテ開示をすすめる。
116. 救急医療体制の拡充をはかる。平日二次救急をおこなっている東市民病院については手術室など後方体制を強化する。
117. 市立病院の医薬品については、後発品の使用割合を増やす。
118. 市立病院・総合リハビリ付属病院・厚生院付属病院での、特別長期入院料の患者負担は撤回する。
119. 必要な看護師を配置し、深夜の3人体制、夜勤は月8日以内とする。妊産婦の準・深夜・時間外労働をなくし、就学前の子育ての間、家族の介護を必要とする期間なども対象とする。
120. 看護師定着対策として大きな役割を果たしている病院内保育所への支援を強める。
121. 専門職としてのケースワーカーを増員する。看護師など医療従事者の配置を増やすとともに、付添人の不要な看護体制を確立する。また臨床工学技士を適切に配置し、高度な医療機器が有効活用されるようにする。
122. 理学療法士・作業療法士・言語療法士などリハビリに従事する職員を増やす。また、施設や機器の充実をはかる。
123. 障害者のリハビリ体制を確立し、市立病院に障害者の特別の医療相談窓口を設ける。また、障害者の「二次障害」など特別検診を行う。

【霊園・斎場】

124. 第2斎場建設計画にあたっては、情報公開をすすめ、住民合意を尊重し、地元の理解と納得が得られるよう慎重にすすめる。

< 市立大学 >

【大学運営】

1. 市立大学の掲げる「教育振興・学問研究・地域社会貢献」の理念と、大学自治の原則を守り、運営にあたること。
2. 採算性優先、職員の非公務員化など大学の公的使命の遂行に逆行する独立行政法人化は行わない。
3. 入学金・授業料の値上げをしない。学費納入が困難な学生の相談・援助体制を充実させる。
4. 地域貢献理念の具体化として、地域の医療・福祉や地域経済、地元中小企業の振興につながる共同研究、市民公開講座、社会人受入れ拡大などをすすめる。

【教育研究条件の整備・向上】

5. 研究費の削減をやめ必要な水準に増額する。
6. 非常勤講師の謝金を削減しない。
7. 教育研究を支える事務職、技術職などの職員体制を強化する。
8. 学生実習費を必要な水準に維持・増額する。

【施設環境の整備】

9. 耐震診断結果にもとづき、薬学部校舎など必要な施設の耐震補強をすすめる。
10. 老朽化した施設や設備の改善をすすめる。旧東栄寮については関係局と協議を急ぎ、対策をすすめる。
11. 教育研究環境を悪化させる光熱水費の削減はしない。

【市立大学病院】

12. 特別長期入院料をはじめ、差額ベッド料金などの保険外負担を縮小する、証明書料金などの値上げをしない。
13. 医療事故防止のために必要な人員配置と職場環境の整備をはかるとともに、「医療事故防止等検討委員会」の構成メンバーに外部の有識者や患者の代表を加える。
14. 新情報システム（電子カルテ）を活用して、カルテ開示を原則とすることなど診療情報を患者と共有する。
15. 必要な数の看護師を確保し、深夜の3人体制、夜勤回数月8回以内を守る。妊産婦の夜勤や時間外労働をなくし健康で勤務できる体制を確保する。院内保育所への補助を増額する。
16. 医師をふくむ当直勤務を順次、交代勤務化をすすめる。
17. 臨床工学技師、医療ケースワーカーの増員、言語聴覚士、臨床心理士、保育士の配置をすすめる。
18. 検査待ち解消のため、検査機器の稼働時間の拡大、担当職員の増員等の対策をすすめる。
19. 他病院との連携も強化し、高度医療機器の有効活用をすすめる。

20. 患者サービスの低下につながる業務の民間委託化はしない。
21. 医薬品の採用については後発品の採用割合を計画的に高める。

< 住宅都市局 >

【都市問題】

1. 「名古屋新世紀計画 2010」とあわせて策定された「マスタープラン」について、第二東名・名神高速道路やリニア中央新幹線計画の見直し、「ささしまライブ 24 地区」計画ほか再開発計画の見直しなど、抜本的に見直す。
2. 宅地開発指導条例を制定して、開発計画の事前公開で地域住民の意向が反映されるようにし、ミニ開発の規制、都市施設整備への適切な負担金制度と土地の提供、雨水流出抑制策の実施などを義務づける。
3. 都市計画道路のうち長期未整備については、市民の声を聞きながら見直しをすすめる。
4. 用途地域の見直しにあたっては、区ごとに住民の意見を聞く会を開催し、住民の意向や要望を最大限尊重し、安易な規制緩和は行わない。
5. 区画整理事業にあたっては、居住者・地権者の理解と納得のもとにすすめる。
6. 旧国鉄が持っている用地を公共用地として利用するように調整する。
7. 土壌・地下水汚染が発見された土地の改変は行わない。
8. 市街地再開発事業は、市民、居住者の生活環境改善に利することを目的に進め、市施行の鳴海駅前については、市の過大な負担にならないようにし、居住者が住みつづけられるようにする。有松駅前については、住民要望の強い市民利用施設を設けるなど市民参加で抜本的に見直す。
9. 都市再生緊急整備事業は、規制緩和によって超高層ビル建設に拍車をかけ、オフィスビルの供給過剰をもたらし、まち破壊にもつながるため、都市再生緊急整備地域の指定を返上する。
10. 優良建築物等整備事業のうち名駅四丁目 7 番地区（豊田・毎日ビル）民間市街地再開発事業のうち牛島南地区については、大企業が中心となってオフィス棟などを建設するものであり、抜本的に見直し、助成を行わない。
11. 旧国鉄所有の笹島貨物駅跡地を中心とした「ささしまライブ 24」や日銀跡地（栄交差点角）などを中心とした栄地区の再開発については、市民参加のもとで、再開発の是非、整備方針、整備内容など民主的に計画を策定する。太閤地区の椿町線は、あくまで住民の理解と納得を得ること。
12. 名古屋駅周辺の歩行者空間のあり方については、駅前の地上のにぎわい、自動車の流入抑制など歩行者が歩きやすい空間づくりに努める。
13. 金山南ビル内ホテルに対する賃貸料は相場に見合う適正な価格に引き上げる。
14. パークアンドライドの効果的実施をすすめ、都心市街地への車乗入れを減らす実効性ある対策を促進する。
15. 都市高速道路 3 号線北部・南部区間の延長は、事業評価制度を導入し見直す。特に南部 区

間の熱田区六番町の新幹線交差点については、新たな騒音問題が生じる恐れがある。また、地元還元施設への助成実施にあたっては、沿道住民・団体の意見・要望が反映するようにする。

16. 名古屋都市高速道路について、大気汚染・騒音・振動・低周波公害など、「現況非悪化」の原則に立って、抜本的な環境向上策を具体化し実施する。
17. 名古屋環状2号線の東南部については環境アセスメントの環境保全目標値を満たすようトンネルなど騒音、大気汚染対策に万全を講ずるとともに、住民の合意を得るまで建設を凍結する。有松地区及び大高地区については土壌汚染の安全性が確保されるまで工事を行わない。西南部については、環境庁長官の要請に基づき追加調査を実施し、環境保全目標を守るようにする。

【名古屋港】

18. スーパー中樞港湾の指定を返上し、無駄な投資はしない。
19. 防潮堤、防潮扉など耐震診断、耐震補強を急ぐ。
20. 名古屋港を軍事利用しない。

【住宅問題】

21. 東海・東南海地震に備え、特定建築物の審査、検査体制を充実し、既存建築物のタイル・看板などの落下事故防止をはかるために防災対策の推進、防災事前指導を充実する。
22. 「耐震無料診断」を、病院・診療所や保育園など福祉施設やマンションなど木造住宅以外にも対象を広げる。また、耐震改修が促進されるよう、補助率・補助金額の大幅引き上げとともに、融資制度を創設する。
23. 建築協定等制度の周知に努める。
24. 「名古屋市中高層建築物の建築にかかる紛争の予防及び調整等に関する条例」を改正し、良好な居住環境が守られるなど住民の利益にかなうようにする。
25. 健康で文化的な住生活を市民の基本権として保障するため、2003年名古屋市住宅対策審議会答申にもとづいて、最低居住水準未滿の住宅解消を早急に図り、市営住宅の建設、家賃補助を含めた内容の「名古屋市住宅基本条例」を制定する。
26. 都心部における小規模な公営住宅の供給や公団住宅の建て替え時における公営住宅の併設を促進する。
27. 新婚世帯や学生・勤労単身青年にたいする民間賃貸住宅の家賃補助制度をつくる。
28. 市営住宅の建て替えにあたって、高齢者世帯などは従前の家賃に据え置き、その他の入居者の傾斜家賃期間を5年から旧建設省の通達通り7年以上に延長する。
29. 市営住宅の家賃値上げは行わない。
30. 市営住宅の計画修繕の遅れが目立つ耐火住宅の外装、屋根の防水、屋内給水管の取替や流し台などの改修については、維持管理費だけでまかなうのではなく、特別に予算を組み、実施する。また、この修繕は地元業者に発注する。

31. トータルリモデル事業を実施し、居住者の声を取り入れ、古い市営住宅の有効活用を図る。
32. 階段室型を含む市営中層住宅のエレベーター未設置住宅は、年次計画に基づいて、エレベーター設置を促進する。
33. 名古屋市住宅供給公社は分譲住宅だけでなく需要が高い公社賃貸住宅を大量に建設する。
34. 既成市街地のコミュニティを維持し、安心して住みつづけられるようにするために、都市防災不燃化事業の対象の拡大や3世代住宅建設の際に、補助金や貸付金制度を設ける。
35. 民間マンションの大規模修繕や建て替えにあたっては、公的助成策を新設する。

< 緑政土木局 >

【河川・道路】

1. 山崎川や扇川など治水上重要な河川については、総合的な治水対策の立場に立って改修・整備をすすめる。
2. 丘陵地の土地造成などについて定期的の実態調査し、調整池の確保など雨水流出抑制に努め、内水害対策を実施する。
3. 民間施設や各家庭での雨水タンクなどの貯留施設を設置する際に補助制度を設ける。
4. 公園など公共用地からの雨水の流出抑制をはかる。また、内水害対策上必要な水田については、遊水機能が守られるよう助成策を創設する。
5. 都市排水路・ため池・農業用排水路の計画的な改修・しゅんせつを促進し、安易な縮小や埋め立てを行わない。
6. 高潮防潮堤や河川の堤防の地盤沈下・耐震性などの実態を早急に点検調査し、結果を公表する。また、必要な具体策を実施する。
7. 急傾斜地崩壊危険区域・がけ崩れ注意箇所における開発・建築動向を調査し、住民への周知徹底をはかる。また、必要な開発・建築規制を行う。
8. 有料の市営自転車駐輪場については無料にする。
9. 無料駐輪場を増やし、公共交通機関との連絡をスムーズにする。また、放置自転車の整理で通行・安全の確保に努める。
10. 商店、事業所などの屋外看板などについて道路占用料を引き下げる。
11. 人車分離の道路網づくり、自転車専用道路の拡充、交通安全施設の整備を強める。また、生活道路の維持管理に必要な予算を配分し、安全な道路を市民に提供する。
12. 弥富相生山線については、建設を凍結し、中止も含めて再検討を行なう。緑地周辺地区への通過車両の進入問題は、「コミュニティ・ゾーン形成事業」など道路建設によらない対策を講じて解決をはかる。
13. 池内猪高線については、環境悪化を心配する声などに真摯に答え、住民合意のないまま推進しないこと。

【農政・緑地】

14. 緑化推進条例を「自然環境保全条例」に発展・強化し、緑被率 30%を達成するために緑地保全地区・保護樹林の指定、歴史的・文化的環境などを保全する地域の指定などを行い、計画的に用地を買収するなど積極的に自然環境を守る。また、緑被率を高める点からも農地の保全に努める。
15. 工場・事業所、公共施設の緑化を重視し、屋上緑化や壁面緑化についての助成制度を拡

充する。

16. 学校、コミュニティセンター、市営住宅など公共施設は、緑化のために1%の費用の上乗せ制度を確立し、公共施設を緑化の拠点、修景の中心施設にする。
17. ホタルや自然環境を守る市民のとりくみに対して強力な支援を行う。
18. 堀川の浄化をすすめ、水辺の緑化、水辺の建築物の改良などを長期的、計画的に実施し、水辺美をいかした市街地を再生する。
19. 都市農業は安全な食べ物づくり、緑の確保、保水能力保全など総合的な視点からすすめる。また、市内特産物の生産を奨励し、産地直売の助成制度をもうける。
20. 農業近代化資金の融資制度を充実し、農産物の価格補償制度をいっそう拡充する。また、減反の強制割当てを行わない。
21. 有機栽培、減農薬・減化学肥料栽培を奨励し、助成制度を確立する。
22. 生産緑地における農業生産性の向上や営農環境の改善のために、施策の充実に努める。
23. 農地の有効活用をはかるため、市民農園を積極的に配置する。
24. 公園遊具施設の利用上の注意や事故などの連絡先をシール貼り、利用者への協力をよびかける。
25. 防災公園をふやす整備計画を作成し、順次整備する。

< 教育委員会 >

【憲法・教育基本法に基づく教育の実施】

1. 国連の「子どもの権利に関する委員会」からの勧告に基づく教育施策を推進する。
2. 「子どもの権利条例」を制定し、その推進機構をつくる。
3. 「日の丸」「君が代」については、学校、児童、生徒への一方的押しつけは行わない。
4. 教育委員の公選制の復活をめざし、当面、準公選制を実施する。また、教育委員会開催にあたっては、1週間以上前に会議日程と議題を公表し、夜間開催など市民の傍聴を保障する。
5. 教科書の選定にあたっては、学校現場の教師や父母の意見が尊重されるようにし、情報公開の徹底をはかる。
6. 通知表は、児童生徒の学習到達度を正しくあらわし、学習を励ます教育評価方法に改善し、各学校の教員が協議して決定できるようにする。
7. 小規模校の拙速な統廃合はやめ、小規模校のよい面を生かす。
8. 標準運営費の削減を行わず、算定基準については、公・私負担区分を見直して、父母負担を軽減する。光熱水費の削減は行わない。
9. 学校評議員制度の実施にあたっては、教職員、生徒、親の代表も入れて開かれた学校にする。
10. 校則を見直し、子どもの主体性を尊重した内容にあらためる。
11. 就学援助の適用基準を引き上げ、申請受付窓口を区役所内にも設置する。

【学校教育の充実】

12. 小中高等学校は、1学級30人を早急に実現するように、その財政措置を含めて文部科学省や愛知県に働きかけるとともに、市独自に実施している小学校1年生を対象とした30人学級は、順次全学年に拡大する。また、実施にあたっては、非常勤講師でなく、常勤講師で対応する。
13. いじめや児童虐待のシグナルを見逃さないために、全校に臨床心理士等の専門家を配置する。
14. 「不登校」児童・生徒の正確な実態を把握し、原因を調査・研究するとともに、専門家による対策を充実させる。
15. 児童・生徒の問題行動について、教師の体罰や警察との連携強化ではなく、学校・地域の教育力を高めるために教師やPTAの研修などの対策を進める。
16. タバコやアルコール、シンナー、覚醒剤などの害についての教育を徹底する。
17. 映像・雑誌などの暴力や退廃、性の商品化を防止し、子どもたちに悪影響をもたらさないよう、学校、保護者、地域住民のとりくみに協力と援助を行う。

【安全で快適な校舎などの整備】

18. 学校内の児童・生徒の安全確保のためにも教職員を増員する
19. 「トワイライトスクール」については、学童保育所（留守家庭児童健全育成事業）との役割分担を明確にし、統合は行わない。
20. 学校の全教室に冷房を設置する計画を策定し、整備をすすめる。
21. 洋式トイレの設置を増やす。
22. プール用の温水シャワーを早急に全校に設置する。
23. 校舎の補強については、耐震診断「評価 -1」を計画的にすすめる。
24. 遅れている学校施設の大規模改修を早期に行う。
25. シックハウス症候群など校舎等の化学物質に起因する健康問題(シックスクール問題)について、定期的に検査を行い、基準値を超えた結果が出たときは原因の除去など必要な対策をすすめる。また、化学物質過敏症児童生徒への対応をする。
26. 小・中学校に事務室、作業室、休憩室を設置する。当面、事務スペースを確保する。

【学校給食の充実】

27. 学校給食は、民間委託しない。栄養士を早急に文部科学省基準まで増員するとともに、調理員も必要に応じて増員する。また、父母・教師や調理員などの意見を取り入れるなど、学校教育の一環として安全で豊かな給食をめざす。
28. 給食協会での食材の一括購入と統一献立をやめ、学校ごとの食材の購入、献立をめざす。当面、中学校ブロックごとの購入、献立とする。
29. 都市近郊農業の発展のためにも、学校給食に産直野菜や地元産の銘柄米を取り入れる。
30. 学校給食に安全性が危惧されている食品等を使わない。
31. 利用率が低下している中学校スクールランチは、生徒・父母・教師の声を生かし根本的に見直し、当面中学校のランチルームを拡大する。

【高校教育の充実】

32. 高校入試の複合選抜制度は、廃止するよう県教育委員会と協議し、高校進学希望者の全員が入学できるよう入試制度を再検討する。
33. 私立高校生への授業料補助を増額する。
34. 定時制教育は、さまざまな課題を抱えた生徒が多数学んでいるが、学ぶ機会を奪う夜間定時制高校の統廃合はしない。市立向陽高校の2005年度からの募集停止はやめ、存続させる。

【幼稚園教育の充実】

35. 市立幼稚園の3歳児学級の新設をすすめるとともに、統廃合しないようにする。
36. 私立幼稚園への就園奨励費・授業料補助を増額し、適用条件を拡大する。
37. 市立幼稚園施設の耐震診断の結果に基づき、危険な施設を早急に補強する。

【障害児教育の充実】

38. 市立養護学校は、希望するすべての障害児が入学できるように、重複障害児の受入れや

高等部の定員増をはかり、教師を増やす。また、高等部については独立させる。

39. 市内に肢体障害養護学校を新たに建設する。
40. リフト付など障害児の実態にあった構造のスクールバスを導入し、介助者を増員し配置するとともに、保険料は公費負担とする。
41. 市立養護学校の消耗品費や光熱費など必要な需用費は確保する。
42. 障害児学級を増やし、障害児が一人でも障害児学級を開設する。定員オーバーの場合、年度途中でも学級や教員を増やし対応する。また、障害児学級のある小・中学校の施設整備をすすめるとともに、必要に応じ介助員を配置する。
43. 「同性介助」の原則から障害児学級は男性・女性の複数担任にする。
44. LD、ADHD、高機能自閉症など「軽度発達障害」の対象児童生徒に対し、教員の加配などの支援体制を強化する。
45. 病院内学級設置の学校は児童・生徒の受入れのため、必要に応じて正規教員を配置する。
46. 訪問教育を受けている児童・生徒の年4回のスクーリングに使うリフト式タクシーの助成制度をつくる。
47. 治療教育相談センター（西区）や教育センターに専門員を大幅に増員配置し、父母や教師の意向を尊重した教育相談を充実・強化する。
48. 障害者青年学級の委託料カットをやめ、増額するとともに、障害者の生涯教育の場として発展させる制度をつくる。

【教職員の専門性の向上と労働条件の改善】

49. 教職員の自覚的な研修を奨励し、自主的な努力と相互協力で教職員の力量を向上させる。
50. 本務欠員補充教員をなくし、正規教員を配置する。また、長期病休・研修などでの年休取得に際しては、欠員が生じた場合、ただちに臨時教員を配置し、児童・生徒への授業がおろそかにならないようにする。
51. 臨時教員の任用にあたっては、同一校で引き続き代わりの教員が必要な場合は継続できるようにする。
52. 産休・育休などの臨時教員や療養・研修などへの非常勤講師の賃金、年休、交通費、事務引き継ぎ期間の保障などの労働条件を正規職員と同水準に向上させる。また、職員会議・行事などへの参加を保障する。
53. 十分な教育研究を保障するために教員の持ち時間の上限を定め、そのための教員増をはかる。
54. 妊娠時の授業軽減措置の代替については、対象者一人につき一人を配置する。
55. 小規模校への教員加配を行い、臨時教科免許（免許外）の授業をなくす。
56. 教員採用試験について、情報公開をし、受験年齢制限を愛知県と同じ59歳に引き上げるなど改善をはかる。
57. 事務職員は、全校複数配置する。また、学校運営委員会など学校運営への参加を保障す

る。

58. 全校に専任の司書教諭または図書館職員（司書）を配置する。当面、市独自に図書館専任職員を配置し、図書室を充実する。

【社会教育の充実】

59. 社会教育施設は、施設ごとに運営審議会・協議会を設置するなど住民参加の運営を強める。
60. 「青年の家」の統廃合は行わない。
61. 教育館（名古屋市教育センター分館）の建て替えにあたっては、夜間も利用できる都心型図書館を作るなど市民参加ですすめる。
62. 小中高校生の居場所づくりと自主的な活動を支援する。
63. すべての社会教育施設において、利用者、団体のプライバシーの保護に留意する。
64. 小・中・高校の体育館、図書館、校庭、プールなどの施設が、簡単な手続きで利用できるようにする。
65. 旧亀島・旧本陣小学校の跡地は、住民合意のもとで、市民が利用できる公共施設として活用する。
66. 社会教育施設の駐車場を無料に戻す。
67. 各区の図書館ごとに運営協議会をつくり、市民参加で運営をすすめる。
68. 市立美術館・博物館の学芸部門を強化する。収蔵美術品などの購入資金を増額し、すぐれた収蔵品の収集に努める。また、市立美術館にハイビジョンを活用した美術鑑賞システムを設ける。
69. 志段味地区の埋蔵文化財、民俗文化財を保存・展示できる民俗・古墳資料館を「歴史の里」の中に建設する。貴重な史跡である白鳥塚古墳などの公有化をすすめる。
70. 有松、白壁、四間道、中小田井などの歴史的町並みの保存や歴史的価値の高い山車・からくり人形の修理、保存をすすめる。
71. 身体障害者スポーツセンターを西部方面にも増設する。既存のスポーツセンターの温水プールなど、バリアフリー化する。
72. 市営プールを廃止しない。児玉プール・緑プールは存続する。
73. 市民から「戦争と平和」をテーマとした手記を募集し、冊子にまとめて、社会教育施設に備えるとともに、小・中学校の副読本として活用する。また、市民団体（個人も含めて）が戦争体験の手記などを冊子にして発行する活動を援助するなど、平和教育を充実する。
74. 名古屋市科学館は、自衛隊の戦闘機F 86Dの展示を撤去し、今日の航空科学の知識の普及にふさわしい民間航空機などを設置する。

< 消防局 >

1. 消防力は、国の指針に基づく市の新基準を満たすように計画的に拡充する。特に救急隊の増員・増隊をはかる。
2. ディスコ・カラオケ・スナックなど飲食店や不特定多数の客が集まる雑居ビルに対する立ち入り検査を1年に1回は実施し、改善を徹底させる。
3. 東海地震、東南海地震及び南海地震に備え、市民参加で学区ごとの防災計画を策定する。
4. 自主防災会の機能が発揮できるようにするための研修会を充実する。
5. 防災対策に放射性物質搬送事故対策を組み入れ、機材を準備する。
6. 耐震性防火水槽は、東京都並みに250mメッシュに1カ所をめざして整備をすすめる。
7. 地域防災計画に定める耐震基準に見合うように市役所・区役所・病院・消防署の耐震改修を早急にすすめる。
8. 防災情報収集伝達システムの確立にあたっては情報収集や高齢者、障害者に対する確実な伝達の手段を確保する。また、伝達方法として本市独自のFM放送も視野にいれ検討する。
9. 防災情報を提供する電話番号を設定する。
10. 高齢者、障害者世帯の住宅に自動火災報知設備、または自動火災警報器を設置する。
11. 新たな地下街建設を規制する方針を堅持し、名駅地下街をはじめすべての地下街について、直下型大地震を含む防災計画を立て改善する。特に、定期的な防災訓練を指導する。
12. 救助隊・救急隊・消防隊の勤務体制は機能的に活動しやすくするために現行の2部制から増員し、3部制の導入を計画的に行うなど、警防体制をいっそう強化する。
13. 災害弱者の避難体制に、特別の手立てをとる。
14. 地震時に、家具の転倒が災害を大きくすることを市民に知らせ、高齢者世帯への転倒防止工事の助成などを制度化する。
15. 特定屋外タンクの耐震改修を急ぎ、コンビナートなどの安全体制を充実させる。
16. 万博開催期間中の来場者の安全を守るため、通常の災害のみならず万全な震災対策を行うこと。
17. 消防職員及び消防車両の確保は万博協会の責任で行うこと。期間中、本市の消防力を低下させないこと。
18. 災害時の他都市などからの受援計画を作成するとともに、相互応援の訓練を実施する。
19. 自主防災会の活動は、防災に限ることとし、有事体制に組み込まない。
20. 女性消防職員の仮眠室、更衣室、便所など男女雇用機会均等法の趣旨にふさわしく整備する。

< 上下水道局 >

1. 上下水道事業は、廉価・安全でおいしい水の供給と環境の保全、雨水対策に万全な公営事業として持続・発展させる。
2. 緊急雨水整備計画や雨水整備基本計画を早期に完成させるとともに、低地や浸水しやすい地域の局地的浸水をなくすための必要な対策をすすめる。
3. 上下水道局所管のポンプ所について緊急時に必要な人員を配置できるように職員を確保する。必要に応じてポンプ機能の増強をはかる。
4. 下水処理場については、悪臭防止法や本市の悪臭指導基準が守られるよう土壌脱臭など悪臭防止対策を充実させる。
5. 事業所・工場から下水道への排水基準が守られるように点検・監視を強め、違反した事業所・工場の公表と罰則の適用を厳格に行う。
6. 水道・工業用水道ともに、依然として過大な水需要計画を抜本的に見直し、徳山ダム建設事業から撤退するとともに、導水管の建設は行わない。
7. 木曾川水系の水利権調整機能を有する組織を関係機関とともに設置する。
8. 水質保全をするために長良川河口堰を開放する。
9. 水資源の有効活用と湯水時の対策として、雨水利用の施設を拡大し、節水コマの普及など多様な節水施策を実施する。
10. 個人敷地内の鉛管布設替えをすすめるために、補助金の新設と啓発につとめる。
11. 集合住宅等の受水槽の管理については、上下水道局が居住者、健康福祉局などと連携して指導をはかるとともに、3階直圧による給水やブースターポンプを関係者に積極的にPRし普及し、補助制度を確立する。
12. 市民生活用の水道布設工事負担金は、全額市の負担とする。
13. 安全な水を確保するために岐阜県御嵩町はじめ木曾川水系での産業廃棄物処理場建設に反対する。
14. 配水管の老朽化を早期に発見し、布設替えを行う。取水口の検査項目にダイオキシンなどの有害物質を加える。
15. 下水道整備地域での本管取付工事費は、全額市の負担とする。
16. ディスポーザー(生ごみを破碎して下水へ流す機器)の設置禁止を条例化する。
17. 市街化調整区域内の汚水処理について、環境への負荷及び財政負担を考慮し、公共下水道や特定環境保全公共下水道事業及び合併浄化槽など、最も適切な方法で整備する。
18. 下水処理場での高度処理を計画的に推進し、河川や伊勢湾の浄化を推進する。
19. 汚水処理計画を水使用量に合ったものに見直し、平田処理場計画を再検討し、空見スラッジセンターは過大施設とならないようにする。

< 交通局 >

1. 市民の足を守るという視点で公共公営交通としての使命をつらぬく。
2. 市バスの再編で不便になった地域を含め、交通弱者の立場にたった路線の確保に努める。
3. 地域巡回バスの運行距離を短くし、ワンコイン（100円）バスの試験導入をする。
4. 地域巡回バスの運行回数・路線を増やすとともに、営業時間の延長を検討する。
5. 地域巡回バスなど市民生活の足を確保するために運行している路線への運営費補助など必要な費用について一般会計からの補助を拡充する。
6. 土、日・乗り継ぎ割引制度については一層充実させる。
7. バス停を照明付き、屋根付きにし、ベンチを設置する。
8. 市周辺部のバス停付近に、無料の自転車駐車を設置する。
9. 超低床バスを計画的に全路線に導入する。
10. 低公害車を計画的に一般会計からの補助によって導入する。
11. 既設の営業線地下鉄駅には、障害者・高齢者・病人など交通弱者の乗降のためにエレベーター、エスカレーターを各駅に早急に設置する。特に、交通弱者の介助に必要な駅員を配置し、必要経費は、一般会計から補助する。
12. 視力障害者などの事故防止のために、ホームドアまたは、ホーム可動柵などを設置する。
13. 聴覚障害者などのために地下鉄車内の見やすい場所に案内表示器を設置する。
14. 莫大な建設費を要する地下鉄は、桜通り線（野並・徳重）の延長にとどめる。

< 千種区 >

【防災】

1. 千種学区の環状線東側地域など、耐震性防火水槽の設置をすすめる。
2. 区内の土砂災害危険か所の対策を強化する。

【住宅・街づくり】

3. 市営仲田荘の建て替えにあたっては、とりわけ高齢者が多いことに留意し、住民の声をよく聞き、十分な理解と合意のもとにすすめる。

【緑と遊び場】

4. 公園のない学区の解消に努める。
5. 千種学区の環状線東側地域に公園をつくる。

【市民サービス】

6. 区役所の耐震対策をすすめる。区役所民生課の福祉相談窓口と介護保険課の窓口を隣接させ、1階に置くなど、市民に利用しやすい区役所へと総合的整備を図る。
7. 宮根学区にコミュニティセンターを設置する。
8. 振甫プールを廃止しない。
9. 千種図書館を改築する。その際、バリアフリー化をはかることはもとより市民の要望に沿った特色のある図書館をめざし、市民参加ですすめる。

【高齢者福祉】

10. 区内に特別養護老人ホーム建設をすすめ、待機者の解消に努める。
11. 老朽化した都福祉会館を建替え、高齢者生きがい支援通所事業としての「老人憩いの家」を建設するとともに、独居老人などへの配食サービスセンターを併設する。

【交通】

12. 千種巡回のバス路線を増発し、少なくとも1時間に2本以上を走らせる。また、運行時間を午後6時台まで延長する。運行距離を短くし、系統を増やす。(南系統と北系統に分けるなど)。
13. 霞ヶ丘のバス停に屋根をつける。
14. 東山元町方面と地下鉄駅を結ぶバス路線をつくる。
15. バス停の文字を見やすくなるよう改善する。
16. 池下～大森車庫のバス路線の運行回数を増やす。
17. 地下鉄千種駅にエレベータ・エスカレータを設置する。

【道路・交通安全】

18. 桜通内山交差点西側に南北を結ぶ横断歩道をつくる。
19. がんセンターから希望が丘4丁目にかけての歩道を拡幅する。
20. 東市民病院前の歩行者用押しボタン式信号の待ち時間を短縮するよう千種警察署に働きかける。
21. 青柳交差点から西北方面への一方通行の道が危険なため、安全対策をすすめる。
22. 今池や本山などの放置自転車対策に努める。

23. 地下鉄茶屋ヶ坂駅の駐輪場を増設する。
24. 池内猪高線の建設について、環境悪化を心配する声などに真摯に答え、住民合意が図られるまで工事を一時凍結する。
25. 暗く危険な道（千種台中学の南側等）に防犯灯を設置する。

< 東区 >

1. 矢田・砂田橋地域に、住民票や印鑑証明などを発行する住民サービスセンターを設置すること。
2. 矢田地域の豪雨による排水対策を抜本的に強化するとともに、大曽根地域の浸水解消のために大曽根駅の地下貯留槽を早期に活用できるようにすること。
3. JR大曽根駅から地下鉄大曽根駅に通ずる階段にエスカレーターを設置する。
4. 東区の地域巡回バスの本数について1時間に1本しかないので増やす。
5. コミュニティ道路に買い物帰りの高齢者が、ちょっと休憩できる腰掛けなどを設置すること。
6. 各学区のコミュニティセンターを利用しやすいように、運営体制を民主的に改善すること。
7. 商店街における違法駐車は、事故の原因や歩行者の通行の妨げになっている。規制の強化に頼らず、駐車場の設置など改善の話し合いを商店街と進めること。

< 北区 >

(1) 災害に強い街

1. 生棚川、地蔵川など北区内を流れる中小河川の整備を総合治水対策で推進する。
2. 東海豪雨のような災害が起こった時には、災害弱者を市職員が最優先に対応する。
3. 災害情報を住民に速やかに知らせ多少の雨でも安心して過ごせるようにする。

(2) 子育て、教育

1. 待機児が解消するように保育園を増設する。
2. 学童保育の障害児に1人から補助金をつける。
3. 延長保育を公立保育園でふやす。
4. 市立幼稚園の統廃合は行わない。
5. 緊急一時保育の指定園を増やす。
6. 休日保育を制度化する。
7. 中高生の集える青少年センターを北区内につくる。
8. 普通学級の障害児がいる学級に介助員をつける。
9. 子育て教室、赤ちゃん教室への会場費等の補助金を新設する。
10. コミュニティセンターの指定事業者は学区連絡協議会とし、子どもも含めて利用促進をはかる。
11. 矢田川河川敷のマラソンコースが三階橋の北で切れているのをつなぐ。

(3) 医療、介護、福祉

1. 地域福祉の拠点となる在宅サービスセンターを早期に建設する。

2. 「クオリティライフ21 城北構想」の病院における、救急体制を充実する。
3. 北区における介護サービスの状況や介護施設の状況・待機状況を公開する
4. 福祉会館を建て替える。
5. 高齢者の多い杉村・大杉地域に特養ホームを建設する。
6. 城北病院が移転した後の土地の活用は市民の合意で進める。

(4) 街づくり、交通

1. 上飯田連絡線の上飯田-味鋺間は、敬老パスなど福祉乗車券の対象とする。
2. 地下鉄大曽根駅のコンコースから地上へのエスカレーターを早急に設置する。
3. 大曽根駅周辺の再開発事業の促進をはかる。
4. 市バスの再編成での減車をもとにもどす。
5. 上飯田バスターミナルに改修前につけられていた時計を再び設置する。
6. 味鋺公園に公衆トイレを設置する。
7. 上飯田第2公団北の堤防に押しボタン式信号をつける。
8. 名濃道路の環境対策をはかり、環境基準・環境保全目標値を守る対策を取る。
9. 公害の恐れのある産廃施設・名成産業は、区民に被害が起きない対策を取らせる。守れないような施設であれば、愛知県に建設認可しないように要請する。
10. 上飯田第2公団西側出入口の歩道の段差をなくし、車椅子が出入りしやすいようにする。
11. 上飯田第2公団の南東交差点の交通量が多いので信号をつける。
12. 瑠璃光橋の信号をスクランブル方式にし、安全にする。
13. アピタの近くにポストを設置する。
14. 市営住宅の高齢者単身枠を増やす。

(5) 中小企業について

1. 北区内中小商工業者のための相談窓口を区役所に常設するとともに、名古屋市の制度融資の申込用紙を北区役所の窓口にも常備する。
2. 不況と必死に闘っている中小業者の実態調査をする。

< 西区 >

(一) 教育・子育ての環境づくりや、社会教育について

1. 山田図書館の開設にあたり、各区図書館並みのサービスの提供が受けられるよう設備や蔵書数など十分に配慮し、市民の文化・教育施設として役割を果たすようにする。
2. 山田地域は新しいマンションも増え、乳幼児を育てる世帯が多い。のびのびとした子育てをするための自主的子育てサークルが増えていますが、山田地区会館は利用率が高く、なかなか借りられないのが現状です。地域の子育て支援の拠点となるような児童館・会館をつくる。
3. 山田地域は若い世代が急速に増えています。保育園・幼稚園の増設をする。

4. 公園やどんぐり広場の遊具や砂場は、安全性の確認をし整備をする。
5. 保健所で行われる3歳児検診(特に発達テスト)は、こどもがぐずらない午前中に行う。
6. 交差点に、いす型オブジェが設置されているところがあるが、とてもよいので、他の交差点などにも設置する。
7. コミュニティセンターの未設置学区(南押切・稲生・浮野の各小学校区)をなくす。
8. 児玉プールは存続する。

(二)市営住宅について

1. 西区は特に市営住宅が少ないので、増設をすすめる。
2. 市営平田荘と、比良荘の建て替えにあたっては、現在住んでいる住民の意見をよく聞いて、理解と納得の上で進める。また、デイサービスセンターなど福祉施設を併設する。

(三)医療・介護・市民生活などの福祉施策について

1. デイサービスセンターを各小学校区に建設する。特に稲生学区はひとり暮らしの高齢者が多い学区なので早急に建設する。
2. 商店街の空き店舗などを利用して、各学区にお年寄りが憩える生活支援型のミニデイサービスセンターをつくる。また、子育て教室など、住民の要求にこたえる利用を促進する。

(四)安全・安心の街づくりを

1. 高速道路の事後調査結果では、分岐2号線の騒音、二酸化窒素などは、依然として「現況非悪化」の原則が守られていない。早急に高架下に裏面吸音板の設置、平面道路の低騒音舗装を行う。また、とくに早朝5時~6時は大型トレーラーなど過積載車輛の通行が激しいので、乗り入れ禁止や、減速など対策をはかる。
2. 都市高速道路の工事中および供用後を問わず、騒音、振動、低周波、大気汚染、耐震性、電波障害について調査を行い、住民に被害を与えないようにする。
3. 都市高速道路工事中の交通安全に努める。車線が日ごとに変更されるので、自動車の運転手が走行中にもよくわかるように表示などを工夫する。
4. 高速道路の工事により、狭くなった歩道の安全に配慮する。歩道の、車道側への傾斜が強いので、高齢者や、障害者などは歩行が危険。歩行しやすいように改善する。
5. 旧山田工場の灰溶融炉設置については、地元住民の理解と納得を得るまでは着工しない。
6. 東芝愛知工場名古屋分工場跡地の地下水汚染浄化の進捗状況を定期的に公表する。また、浄化が完了するまで土地利用をしない。
7. 東芝跡地、現独立行政法人都市再生機構所有地の利用については、計画段階から周辺住民の希望や意見を聞き、周辺と調和のとれたものにする。
8. 東芝跡地東側道路は、少しの雨でも冠水や、マンホールからの逆流が起きる。原因調査をし、対策が行われるまで、東芝跡地の利用をしない。
9. 各市バス路線が削減され、病院や公共機関に行くのに困っている。元にもどす。名駅26系統(名駅~平田住宅)は、浄心を通るようにする。

10. 又穂町交差点から二本南の交差点に信号を設置する。
11. 稲生学区のダイヤモンドシティが撤退した跡地には、公園をつくる。
12. 東洋レーヨンランド跡地に、24 時間営業の大型店マックスバリュが進出するが、地元住民の意見を良く聞き不安を解消する。
13. 障害者・児が安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりをすすめる。
地下鉄庄内緑地公園駅、庄内通駅にエレベーターを設置する。
車の乗り入れなどにより、歩道に浮き石があるところが多く危険、調査し整備する。
車道のアスファルトの破損場所を調査し、修理する。
中小田井地域は障害者施設が多いので、歩道の段差や、点字ブロックなどバリアフリーに特に配慮したまちづくりをすすめる。

(五)災害対策について

1. 激甚災害特別事業後もひきつづき水害対策に取り組む。
2. 庄内川・新川・水場川の河川整備を早急に行う。
3. 新川流域総合治水対策については 50 mm対応の達成を早急にはかる。
4. 新川の堤防決壊の原因を明らかにし、完全な改修を図る。
5. 雨水流出抑制策として一般家庭や、民間のビル、店舗、集合住宅などにも雨水貯留施設や浸透枡、透水性舗装の助成制度を設ける。
6. 東海・東南海地震にそなえ、特に、液状化が指摘されている西区においては、耐震施策を充実させる。
7. 避難所は安全な場所に設ける。また、高齢者や障害者に対応できるよう、洋式トイレ、スロープ、エレベーターなどの設備を整える。
8. 避難所には、食糧（乾パンだけでなくご飯も）、水、毛布、タオルなど備蓄物資を十分に整える。
9. 障害者・高齢者など災害弱者の安否確認、避難所への誘導、避難生活への支援をはかる。

(六)歴史と文化のまちづくりを

1. 岩倉街道、清州街道、四間道など歴史的な町並み保存をする。また、岩倉街道においては、道路の整備をする。
2. 名古屋友禅、扇子、凧、駄菓子など西区の伝統工芸や地場産業を守る。

(七)その他

1. 非核平和都市宣言をし、「非核平和展」など区役所ロビーなどで開催できるようにする。
2. 西区内の公園でホームレスが増えているようです。実態調査をし、自立支援策を講じる。
3. 区役所の駐車場を増やす。

< 中村区 >

1. 介護を必要とするすべての人がサービスを利用できるように、中村区の実情をふまえた施設・在宅サービスの基盤整備をすすめる。特に特別養護老人ホームの待機者を早急に解決する。
2. 中村スポーツセンターの温水プールの利用料を引き下げる。
3. コミュニティーセンターについて、もっと利用しやすくし、公平に利用ができるように地域を指導するとともに、談話室などを高齢者のサロンの場として開放する。また、高齢者の利用については使用料の軽減ができるように指導する。
4. 中村文化小劇場の使用料を安くする。
5. 地下鉄付近の放置自転車対策を強化する。特に、地下鉄中村公園駅や本陣駅では、点字ブロックの上に自転車が放置されており、視覚障害者の支障になるために、指導員や監視員を配置して利用者に対するPRや整理に努める。
6. 地下鉄名古屋駅構内についてターミナル駅の特徴から乗り換え案内をわかりやすくする。
7. 中村区の人口が減少しているが、人口を増加させ、若者が住み続けることのできるまちづくりを特に重視して施策（例えば新婚家庭に対する家賃補助制度）を講じる。
8. 笹島跡地の利用について、広く区民の意見も聞き、防災拠点としての機能を持つ施設や高齢者用の福祉施設など、市民生活に有効な活用方法を検討する。
9. 今、建て替えが行なわれている「JR東海総合病院」は地元住民の利用度が高い。高度医療だけでなく、だれもが利用しやすい病院となるように指導する。
10. 椿町線の浮遊粒子状物質（SPM）の現況値が環境基準を超えているので、環境保全の立場から対策を立て、掘削方式でなく地下方式（地元も合意している箱型式）も選択肢とする。
11. 横井山緑地の桜の木について、上方に伸びているため、間引きするなどして枝を下に伸ばし、花が見やすいようにする。
12. 駅西の風俗街への規制と環境を整備する。
13. ノンステップ底床バスを増やし、特に城西病院に停車するバスについては、高齢者や通院患者の乗り降りも多いので増両する。
14. 市立病院の縮小再編が計画されているが、城西病院は地域に根つき、区民の利用がたいへん多い総合病院である。縮小計画をやめ、地域住民の命綱としての役割をはたせるように、救急医療などいっそう充実させる。
15. 三菱重工業産業機器事業部（中村区岩塚町）敷地内の土壌・地下水から、環境基準5千倍もの発ガン物質が検出された。周辺住民の健康や環境破壊への不安は大きい。汚染状況の調査や徹底した浄化対策など、企業が責任をもって対策をとるよう指導を強め、調査データなどはすべて住民に公表する。そして工場の敷地外の汚染状況については、市の施設

などに観測井戸をたくさん設けて再調査を行い、その結果を住民に公表する。また、有害物質を扱う企業等に対し、その使用と管理など適切におこなわれているか、指導を強める。

16. 名古屋競輪（中村区中村町）開催日は、競輪場周辺にゴミが散乱するなど、マナーに反する行為を行う人たちがいる。周辺住民に迷惑をかけないように促すことなど必要な対策を講じてほしい。

< 中区 >

一、子どもたちが健やかに成長する中区のまちを

1. 公立保育園での延長保育を拡大する。
2. 公立保育園の全保育室及び小中学校の教室にエアコンをつける。
3. 保育園に「園児飛び出し注意」などの看板を設置する。
4. 公立保育園で保育園地域開放事業を実施し、地域での子育て支援を行う。
5. 小学校通学路の風俗営業の看板を児童の目に付かないよう配慮するとともに、通学路での呼び込みはやめるよう指導を強める。
6. ベビーホテルの実態調査をする。
7. 若宮大通高架下のスケボー場に照明をつけるとともに、自分たちでつくったセクションが置けるなど利用者の声や要望を聞く。
8. 小学校のプールに計画的に早期に温水シャワーをつける。

二、お年寄りが安心して暮らせる中区のまちを

9. 中保健所の建替えの際に、特養ホームやデイサービスセンターを併設してつくるなど、待機者を解消できるよう増設する。
10. 特養ホームを新たにつくる。

三、安全で住みやすい中区のまちを

11. 巡回バス・中区系統の本数を増やし、巡回バスは区役所・病院など公共施設をまわるようにする。
12. 基幹バスは、金山発を増やす。
13. 市バスは低床バスへきりかえる。
14. 前津中学校周辺の照明を明るくする。
15. 丸の内学区にコミュニティセンターを建設する。
16. 地下鉄・大須観音駅西側、東別院東側にエレベーターやエスカレーターを設置する。
17. 中区役所に自転車置き場をつくる。
18. 区役所にマンション問題の相談窓口を設置する。
19. マンションの耐震診断や受水槽検査に対する補助を設ける。
20. 名古屋市男女平等参画推進センターの利用料を下げる。
21. ホームレスの一時保護事業の拡充と医療や食料の提供、生活保護の適用をする。

22. ホームレスの就労支援や公的な就労事業を増やすなど自立支援策を強める。
 23. 中区内に市立図書館を整備する。
- 四、中小企業や商店の営業と暮らしを守る中区のまちを
24. 中区役所に中小企業の相談窓口を設置する。

< 昭和区 >

1. 昭和区東部地域に図書館を建設する。
2. 児童館の改築を早急に進める。
3. 高齢化の進んでいる昭和区西部に、特別養護老人ホームを建設する。
4. 昭和区の保育園で休日保育を実施する。
5. 保育園でのアレルギー食の体制を強化する。
6. 川名公園に文化施設、特別養護老人ホームなどを建設、震災時の避難施設として活用する。
7. 川名公園にネットを設置し、球技ができるようにする。
8. 川名公園の整備途中の空地に、子どもの遊べる広場を整備する。
9. 学童保育所の施設について耐震診断を実施し、耐震対策の助成を行う。
10. 学童保育の家賃補助について、昭和区の家賃の実態にあわせた額にする。
11. 崖崩れ危険個所について住民に周知徹底し、震災に備える。
12. 鶴舞公園内のホームレス対策を早急にすすめる。
13. 鶴舞駅の高架下などに自転車駐輪場を設置する。
14. 御器所・吹上・八事など自転車駐輪場を無料にして、利用を広げる。
15. 松栄学区南部に街区公園を設置する。
16. 滝川学区にコミュニティセンターを建設する。
17. 檀溪通三丁目交差点の信号に歩行者用の信号を設置する。
18. 安田通の歩道の補修を早急に行う。
19. 鶴舞公園北側の歩道の補修を早急に行う。
20. 八事日赤交差点から杵中交差点までの歩道のバリアフリー改修を行う。

< 瑞穂区 >

[福祉厚生関係]

1. 区内に特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設を建設する。
2. 区内に自主サークル等が利用できる子育て支援センター等の施設を設置する。
3. 老朽化の激しい東栄保育園を建てかえる。
4. 将来の学童保育所について考えるテーマで、学童保育所関係者、労働組合、父母、区連協と継続した話し合いを定期的にもつ。
5. 瑞穂児童館を利用しやすいよう充実させる。

6. 旧保健所の後を住民に貸し出すなどの有効利用をする。
7. 障害者や車椅子の人が安心して歩けるよう公共の場所や商店街をバリアフリー化する。

[教育、文化関係]

1. 瑞穂文化小劇場を建設すること。
2. 瑞穂生涯学習センターを住民が利用しやすいよう充実させる。
3. 区内すべての学区に、コミュニティセンターを作る。
4. 区内のすべての小学校を子ども会や地域行事に貸し出す。

[交通関係]

1. 地域巡回バスの本数を早朝から深夜まで最低1時間に2本に増やす。

[災害対策関係]

1. 2004年9月の集中豪雨では東海豪雨の教訓が生かされていない。浸水した中根学区などに早急に緊急雨水整備計画（弥富）の実施を進め、緊急雨水整備基本計画の瑞穂区分の整備を計画通り早期に進めるなど抜本的な対策をする。
2. 弥富公園をはじめとする安易な埋め立てをやめ、貯留池などの基本的な治水対策をすること。
3. 区役所内に災害対策課（現状は庶務係）を設けて総合的な対応をする。

[名古屋市政全般]

1. なごやか健診について
40歳、50歳毎におこなわれる検診を45歳、55歳にもうけられるようにする。
胃の検診を、胃カメラでうけられるようにする。
2. 成人検診について
ガンなどの有料検診を、無料にする。
成人基本健康診査の中に、胸部X線検査を入れる。
3. 地方税の納付にあたっては納税者の生活実態に充分配慮し、延納、分納の制度を充実する。
4. 国民健康保険料の滞納を理由とした短期保険証の発行をやめ、すべての被保険者に通常の保険証を交付する。
5. 非課税世帯については、歩行支援用具を介護保険の適用から外して無料で支給する。
6. 日中独居になる人にも適用するなど安心電話の設置基準を緩和する。
7. 市役所に災害対策課をもうけて総合的な対応をする。

[名鉄関係]

1. 名鉄堀田駅と堀田名鉄パレへ車イスでも利用できるようにする。

< 熱田区 >

1. 白鳥小学校の通学路 名鉄神宮前の御田踏切と跨線橋について歩行者、車イス、ベビーカーの人も安心して利用できるよう、エレベーターの設置と、自転車も安心して通行でき

るよう早急に改善し、点字ブロックも設置する。

2. 旗屋小学校の通学路 高蔵跨線人道橋の幅を広くし、太鼓橋構造を平坦に改造するとともに、エレベーターの設置、冬の風、雪対策として屋根や壁などの設置、点字ブロックの設置をする。
3. 沢上陸橋をもっと安全に利用できるよう改築し、自転車、歩行者も利用しやすくする。
4. 熱田陸橋の階段付近にスロープを設置し、JR熱田駅の自転車置場が利用できるようにする。
5. 地下鉄西高蔵、伝馬町にエレベーターを設置する。
6. 三本松町、花表町は大雨が降ると浸水するので、排水対策を行う。
7. 市バスの熱田区南部にも巡回バスの路線をつくり、地域協立病院前、生涯学習センター前に停車するように。
8. 地下鉄駅周辺、市バス停留所周辺の自転車置場を増設し、放置自転車対策をすすめる。
9. 市バスの「神宮前」発・「名古屋駅」行きのバスの本数を増やす。
10. 熱田区内に温水プールのあるスポーツ施設を建設する。
11. 高蔵～六野の地下道や新堀川六野周辺は、土曜・日曜になるとイオンやパチンコ店に行く車が渋滞して迷惑しているので、警備員をその周辺にも配置するよう、両店舗に指導する。
12. 高速3号線の山王以南の建設は必要性も含め再検討すること。また、周辺住民の合意なしには進めない。
13. 敬老パスをトランパスのように私鉄でも利用できるようにする。
14. 仮説の福祉会館については、風呂を設置するなど設備の充実をはかる。
15. 旧区役所跡地利用は住民意見を取り入れること。旧区役所跡地に福祉会館と老人福祉住宅を建設してほしい。

< 中川区 >

【保健福祉施策】

1. 「中川区保健福祉マップ」を作り、区民に配布するとともに、区の相談窓口を充実させること。
2. デイサービスセンターを小学校区単位に建設する。「はつらつ長寿プラン名古屋 2003」の中川区における具体的計画内容を示すこと。
3. 国民皆保険・保険証無条件交付の原則を守り、国民健康保険料滞納を理由とした保険証の未交付、資格証明書や短期保険証の交付をやめること。中川区において、資格証明書発行は、6件あるが、被保険者の生活実態をきちんと把握すべきであり、中川区だけ件数が突出している理由を明らかにすること。

【地域に関する要求】

1. あおなみ線の開通や地域巡回バスの設置など公共交通をさらに充実させていくことが求め

られているが、市民の意見を聞くために6カ月ごとに、「市バス、公共交通機関を考える懇談会」を開催すること。

2. 「西名古屋インター（旧千音寺荘）」東方面行き市バス停に、「透明な風除けを早急に設置してほしい」との長年の利用者の切実な要望について、実現の見通しを明らかにすること。
3. 旧佐屋街道（尾頭橋から千音寺）の面影を積極的に残し、歩行者・自転車が安心して通ることができるまちづくりを住民に呼びかけること。特に、近鉄・JR立体交差事業により烏森踏切がなくなるのを契機に取り組みを本格化すること。
4. 「名古屋新世紀計画 2010」では、中川区の商業地づくりについてどのような計画を持っているのか。
5. 第2次実施計画（2004年から2006年）での計画を明らかにする。
6. 大型店の開店で地域の商店の閉店が進んでいる。さらに、昨年秋には、区内に24時間営業の大型店が進出した。地元小売店の閉鎖のみならず、駐車場の不足や通行路の問題、騒音問題、青少年非行問題など問題がますます増えてくる。少子高齢化が進む中で地域に根をはって営業している地元小売業者の存在は、消費者にとっても大切なものである。消費者を大切にする地元小売業者の振興を図るとともに、中川区にこれ以上の大型店をつくらせないこと。少なくとも、24時間営業に対し、規制すること。
7. 自転車置き場のあり方については、「自転車対策推進協議会」依存にとどまらず、研究・検討すること。利用者、地域の人々、行政が知恵を出し合って、自転車置き場について考える懇談会を地域ごとに開催すること。

【その他】

8. 情報相談コーナーの資料をコピーできるよう機器を設置すること。できない場合でも、資料の一時貸し出しを行うこと。
9. 中川区役所講堂の使用時間を午後9時半まで延長すること。
10. 区民まつりの自衛隊コーナーは認めないこと。

< 港区 >

【防災対策】

1. 9号地でのタンク火災事故の再発防止策を徹底し、安全対策を強化すること。特定屋外タンクの耐震改修を企業の責任で早急に進め、消化対策、油流出対策、住民の避難誘導対策に万全を期すこと。
2. 港区ではとくに地震による液状化が心配されている。「液状化マップ」の周知と共に、効果的な対策を確立すること。
3. 地震による津波被害を防ぐため、高潮防波堤や防潮壁、防潮扉の耐震性を確認し、とくに液状化による沈下対策を確立するために名古屋港管理組合など関係機関と協議をすすめること。あわせて河川の護岸堤防の耐震化をすすめること。

4. 港区内の地盤沈下状況を明らかにし、それに見合う防災計画や避難計画を立てること。
5. 辰巳町、津金一丁目、多加良浦町、宝神町など東海豪雨で浸水した地域の排水施設の整備をすすめること。
6. 庄内川・新川の治水対策を上中流域との連携で、貯水池、浸透枘、農地・森林の確保など保水能力の向上など総合的なものにする事。
7. すべての避難所、および公園に洋式トイレを設置すること。障害者や高齢者など災害弱者の避難誘導策を独自に立てて、防災訓練の訓練項目のひとつとして位置づけること。
8. 医療機関・福祉施設などの防災対策、防災訓練を地域住民・消防団などと共同で実施できるようにすること。

【公害対策・環境保全】

1. 工事中の南陽大橋の完成による交通量の変化予想、環境影響予測を明らかにすること。とくに神宮寺学区は住宅密集地のなかを通ることになるので、必要に応じ大型車の通行規制など十分な公害環境対策をとること。
2. 西臨港線の旅客営業化で人口増が期待される野跡学区の公害対策を早急にすすめること。石炭埠頭からの粉塵、周辺工場からの悪臭、大型車の排ガス、騒音、振動などに取り組むこと。
3. 船見町に建設が予定されている食肉市場について、搬入車両の通行道路沿線をふくめ周辺の環境対策を充実すること。
4. 藤前干潟の学習観察施設の運営には、自然保護団体など市民参加をつらぬくこと。
5. 藤前干潟周辺の環境保全を強めること。とくにゴミの不法投棄や釣糸放置などへの対策を確立すること。
6. 「暮らしの便利帳」や「みなと魅力マップ」など市・区の刊行物で、藤前干潟を積極的に紹介すること。稲永野鳥観察館や港図書館などに干潟コーナーを設けるなど、干潟保全とゴミ減量の取り組みをアピールすること。サンビーチ日光川行きなど藤前地区を通る市バスに、干潟を案内する行き先表示や車内放送を取り入れること。
7. 中ノ島川緑地内のホテルは市民に親しまれ、子どもたちの環境教育の場としても貴重な存在になっている。ホテル飼育ハウスの設置やせせらぎの土壌改善など、ホテルが飛び続けられるよう積極的な支援を行うこと。
8. 稲葉地用水の環境美化のため、周辺への植樹、公園化など、用水機能を生かしたうえで親水環境づくりをすすめること。

【まちづくり・市営住宅】

1. 住環境の悪化になる築地口への場外舟券売場の誘致、建設を認めないこと。
2. 東茶屋への第二斎場建設計画は、情報公開を原則に、よく地元と話しあい、地元の納得と合意を最大限尊重して慎重に取り組むこと。
3. 港栄荘、港陽荘、港北荘などの市営住宅にエレベーターを設置すること。新いろは荘など

階段室型市営住宅にもエレベーター設置を検討すること。

4. 市営住宅の環境・内装の改善をすすめること。天井の内装が剥げ落ちる（南木場荘）床材の不良（みなと荘）高層階で強風のため玄関が開けにくい（みなと荘）台風のときなど窓のサッシから浸水する（新稲永荘など）などの声が出ている。実態を調査し対策を立てること。
5. 宝来荘など建てかえ計画のある住宅については、計画を住民に早期に知らせるとともに、引き続き居住できるよう家賃設定など配慮すること。
6. 住宅駐車場で車のイタズラ、放置自動車の対策などを徹底すること
7. 東築地学区の北地域は公園が少なく一方で路上駐車も多く子どもの交通事故の危険が大きい。堀川沿いなどに公園用地や駐車スペースを確保するなど計画的に環境整備をすすめること。
8. 野跡や東築地をはじめどの駐在所でも警察官の常駐体制を確立し「空き交番」をなくすこと。
9. 放置自動車、違法駐車対策を徹底すること。東海学区九番団地周辺、高木学区、東築地学区などではとくに放置自動車が多く対策を急ぐこと。南陽地域の土地改良区の管理道路や名古屋港管理組合の管理地の放置自動車についても市の責任で対応できるようにすること。
10. 改修工事が長期化している「東海橋」の工事を急ぐこと。あわせて橋両側の交差点での右折車対策や自転車・歩行者の安全対策を徹底すること。
11. 港楽学区の国道 23 号沿道環境整備事業は住民参加を徹底するとともに、住宅や事業所、学童保育所などの移転について十分に配慮すること。また大手や東築地学区などの 23 号沿道の環境対策も、沿線住民の意向も踏まえて充実させること。
12. 国道 23 号(名四国道)港新橋歩道橋は中学生の通学路でもあり、以下の改善をはかること。排気ガスから歩行者を守る対策を立てること。歩道東側のスロープ周辺での鳩の糞害対策を強めること。人目が届かない歩道橋上の防犯対策をすすめること。市バス停などに風雨除けを設置すること。

【健康・福祉・教育】

1. 非営利組織などが取り組む「宅老所」や「配食サービス」への助成制度を設けること。
2. 障害者の地域生活支援センターは障害種別に相談できるように複数設置すること。
3. 乳幼児健診について、午前中の実施や送迎バスの運行など受診者の利便をはかること。
4. 東築地学区に保育園を設置すること。
5. 障害児の放課後の生活保障を、学童保育への助成拡充もしくは支援費制度の適用拡大などで支援すること。
6. 老朽化した保育所の改修および学童保育所の建て替えをすすめること。23 号沿線の港楽学童保育所、東築地学童保育所などの移設を支援すること。

< 南区 >

【福祉・健康・教育】

1. 小学校区に1カ所は特別養護老人ホームを整備する
2. 南区内に老人保健施設を増設する。
3. 学校開放事業で小学校プールを開放する学校を増やす。
4. 道徳小学校のプール開放の日数、時間を増やす。
5. 呼続公園内にコミュニティセンターや特養ホーム・デイサービスセンターなどを整備する。
6. 市営弥次衛荘の建て替えによる高齢者福祉施設建設用地には、特別養護老人ホームをはじめデイサービスセンター、ケアハウス、シルバーハウジング等高齢者施設を整備する。
7. ボランティアによる「ミニデーサービス」や「宅老所」への支援を行う

【まちづくり】

1. 区役所から遠い南区の西北部（明治・道徳方面）に住民票、印鑑証明等の発行できる住民サービスセンターをつくる。
2. 菊住学区はじめ、すべての小学校区に、コミュニティセンターを早急に整備する。その際、エレベーター設置などバリアフリー化をはかる。
3. 改修後の天白川の平子橋から千鳥橋までの河川敷をジョギング道など住民の意向に沿った計画を策定し、県と協議し推進する。
4. 大江川河口を名古屋市南部市民公園として整備し、勤労者、市民が広く利用できる文化・スポーツ施設や福祉施設を整備する。
5. 大江川緑地の旧堤防のコンクリート堤を低くするなどいっそうの安全対策を推進する。
6. 宝公園に夜間照明灯を増やす。
7. 名南中学校の投票所の段差をなくす。
8. 区内の公衆トイレや公園のトイレに、トイレットペーパーを置くようにする。
9. 星崎第二公園および平子第一公園にトイレを設置する。
10. 住友電工名古屋製作所の跡地の活用は、市民の希望や意見に基づくまちづくりにする。
11. 名鉄常滑線高架化による生活道路への車の進入を規制する。
12. 苗木生産センター跡地（上下水道・公園用地）の市民利用をはかる。

【公害・環境対策】

1. 山崎処理場の悪臭対策の実施、汚水の高度処理を行う。
2. 住友電工や三井化学はじめ工場や工場跡地の土壌・地下水汚染の徹底調査を行い、区民に情報公開するとともに、浄化対策をすすめ、浄化が完了するまで新たな開発をさせない。
3. 名古屋臨海鉄道の騒音・振動調査を行い、対策をすすめる。
4. 第一処分場は加福町一帯の環境改善を地権者と協議し周囲一帯に公園や緑地帯をつくるなど環境モデル地域計画を策定し、住民合意を得る。
5. 名古屋バイオニックオーガセンターの悪臭・蠅公害の原因の徹底解明し抜本対策を求める。改善が確認されるまで市の生ゴミ搬入は行わない。

6. 加福町一帯の悪臭や粉塵による公害をなくすために、二チ八はじめ関連企業に対して関係法規の遵守、設備の改善など徹底した対策を求める。
7. 名古屋港木材倉庫の産業廃棄物中間処理施設および一般廃棄物処理施設の悪臭、粉塵公害をなくす。産廃の不法放置をさせない。
8. 柴田下水処理場の既存施設の高度処理化を進める。同処理場増設工事にあたって旧消化タンク内の汚染物質は完全に除去する。
9. 八号地への新食肉市場の建設にあたっては、住民との合意を遵守するとともに、環境保持について十分な配慮と対策を実施する。
10. 滝春町・元柴田西町周辺の悪臭公害などをなくすため、片倉チッカリンやダイセキはじめ悪臭公害発生企業に必要な調査を行い、指導と規制をいっそうすすめる。
11. 名四国道の沿道環境整備事業を早期完成させる。要町などに環境測定所を設置する。

【水害・防災対策】

1. 緊急雨水整備計画や雨水整備基本計画の完成年度繰上げをはかるとともに、区内の浸水の起こりやすい地域の排水計画を見直し、雨水貯調整池の増設や、ポンプ所の能力アップなど対策をすすめる。水害のない安全な南区にする。
2. 白水公園を防災公園に指定し整備する。
3. 南方貨物線の高架の解体にあたって、騒音、振動、落下物防止策など万全を期すよう JR に申入れるとともに、高架跡の活用にあたっては住民が利用し、活用できるよう住民と協議する。
4. 山崎川の堤防改修を新瑞橋まですすめる。
5. 山崎川の道德橋から名鉄鉄橋付近まで浚渫を行う。
6. 山崎川の名鉄鉄橋を改築し、堤防改修を促進する。現鉄橋を封鎖する際、堤防を越水する前に封鎖できるよう改善する。
7. 山崎川の師長橋の改築を早急に行う。
8. 紀佐工門通橋下の浸水対策を実施する。
9. 白水・千鳥学区の豪雨による浸水被害をなくすために緊急雨水整備計画の早期完成を図るとともに、せせらぎ水路を活用するなど 60 ミリ以上の降雨に備えた局地的対策もすすめる。
10. 呼続三丁目の旧東海道と名鉄線間の浸水対策を実施する。
11. 天白川堤防に上がる階段に手摺を設置するなど転落防止・安全対策を行う。
12. 天白川のコンクリートにおおわれた河川敷に自然を生かした水辺をつくる。
13. 天白川のコンクリート堤防からの漏水について調査し必要な対策を行う。
14. 星崎 2 丁目（1 号線東側）の局地的浸水対策を行う。
15. 駈上地域の浸水を防ぐために雨水貯留施設の容量を増やすなど有効な対策をとる。

【地下鉄・市バス】

1. 基幹バス 1 号「星崎～栄」に一部「要町」始発を設ける。また、鳴尾車庫または要町から国道 247 号、同 19 号経由の「栄」行の基幹バスを新設する。

2. 鳴尾車庫発栄行基幹バス 8 時台（現行 2 本）を増発する。
3. 鳴尾車庫～神宮東門（神宮 15 系統）を金山まで延長する。
4. 神宮東門から野並へのバス路線は運行回数を増やすとともに、一部でも地下鉄植田駅まで延長する。
5. 栄 21 号系統「泉楽通四丁目～栄」の鳴尾車庫から出入庫する車両は、鳴尾車庫～泉楽通四丁目までの停留所でも客を乗降させる。
6. 南区巡回バスを増発する。
7. 大磯通に市バスを走行（例えば区内巡回バス路線の変更で）させる。
8. 「星崎」「星崎小学校」間にバス停を設置する。
9. 柴田（南行きのみ）・上浜・鳴尾町・三吉町 3 丁目のバス停に、ベンチ、上屋を設置する。
10. 要町バスターミナルの上屋を大型化し、風除けをつける。要町ターミナル内には時計を設置し、緑化をいっそうすすめる。
11. 市バス東浦通り停留所と平子橋停留所との間にバス停を新設する。
12. 地下鉄桜本町駅 4 番出入口方面にもエレベーターを設置する。
13. 鶴里駅 2 番出入口方面にも自転車置き場をつくる。
14. 伝馬町駅にエレベーターを早期に設置する。設置場所については市バスからの乗り換え利便性に十分配慮する。

【交通・道路】

1. 市内名鉄駅の無人化を中止する。
2. 豊田本町駅に無料自転車置き場を整備する。
3. 豊田本町・道徳両駅にエレベーター設置を名鉄に要請する。
4. 道徳駅の自転車置き場を広げる（高架下の店舗の隣接部）。
5. 道徳駅にエレベーター設置を名鉄に要請する。
6. 呼続駅の駐輪場をふやす。
7. 柴田駅に停車する急行を増やすよう名鉄に要請する。
8. 名鉄常滑線立体化による高架下の利用については、地元住民の希望を優先し、工事中も柴田駅の自転車置き場を確保し、増やすとともに、高架後も無料自転車置き場を確保する。
9. 内田橋から運河沿い市道の大型車を規制する。
10. 南陽通四丁目交差点西行き道路（「セガワールド」と「えちぜん」の間）の幅員を広げ、歩道を設ける。
11. 戸部下 2 丁目から 1 丁目への進入路を新設もしくは拡幅し、戸部下 1 丁目南部（県営住宅以南）の住環境の改善はかる。
12. 道徳新町 2 丁目、安藤酒店前交差点に信号機、横断歩道をつける。
13. 青峰通バス停（東行き）東交差点に信号機・横断歩道を設置する。
14. 総合体育館南交差点南行き道路（東側）の歩道上の電柱の位置を改善し歩行者等の通路を確保する。

15. 東又兵工町、23号線下道路（南高校と児童館の間）に東西横断の信号機付きの横断歩道を設置する。
16. 南保健所・南生涯学習センター北側の道路に片側歩道を設置する。
17. 道路幅より狭くなっている JR 笠寺駅北踏み切り部分を道路幅まで拡幅する。また同踏み切り跨線橋を自転車等が通行できるように改築する。
18. 右折レーンのつくられた、国道 23 号線・浜田町南交差点に右折矢印信号を早急に設置する。
19. 国道 23 号線・要町交差点の東西横断道路に右折信号をつくとともに横断歩道を設ける。
20. 国道 247 号線・柴田本通交差点南の信号交差点の横断歩道は、東西横断道路の歩道橋のある側（北側）にも設置するとともに歩道橋を改築する。また路側帯の真ん中にある電柱を移動する。
21. 国道 23 号線丹後通り交差点に東西の横断歩道を設置し、交差点北側歩道橋を改築する。
22. 要町一丁目明治堂薬局前交差点（北行き）にカーブミラーを設置する。
23. 堤起町一丁目東海せん断北西交差点歩道の段差を改善する。
24. ヤマナカ柴田店北側道路（東西）に歩道を整備する。
25. 本星崎駅の地下横断道の照明を明るくし、水揚げをよくする。
26. JR 笠寺駅にエレベーターを設置し、障害者、高齢者が利用しやすいようにする。
27. 笠寺駅に快速、区間快速を停車させる。

< 守山区 >

【吉根・志段味の開発、街づくりについて】

1. 区画整理事業の今後について、情報の公開や住民の疑問や不安に応える場など設ける。
2. 志段味西小学校へ遠路通う一方で志段味西小学校がふくれあがっている状況であり、吉根の区画整理事業のなかで、新しい小学校や中学校を早く整備する。
3. サイエンスパーク事業の「テクノヒル名古屋」は多額の市民の税金を投入する一方、企業の誘致が殆んど進んでいない。また「市民と先端技術のふれあいの場」も市民にとって本当に必要なものなのか。地域住民を交えた計画の抜本的な検討の場を設けて見直しをする。
4. 志段味田代町線や白鳥線などの幹線道路の整備を早くする。
5. 志段味地区にある自然や古墳を守り、「歴史の里」など必要な整備をすすめる。
6. 保育短大跡地や南部処理場、若松寮などの跡地を市民の意見を聞きながら、市民利用の施設として整備する。
7. 東谷山フルーツパークへの公共交通乗り入れや道路拡幅などを行い、付近住民への交通渋滞などの迷惑・負担を早期になくす。

【中心部や駅前の開発、街づくり全般について】

1. 商店街活性化をはかる「振興計画」をつくってほしい。
2. 区内の製造業の振興計画をつくってほしい。

3. 小幡駅前や喜多山駅前放置自転車の対策をすすめる。
4. 名鉄瀬戸線守山自衛隊前駅の駅前広場整備は住民の意見を聞いて行う。
5. JR新守山駅に西口を作るとともに、アンダーパスの道路を相互通行できるように拡幅する。
6. 庄内川・矢田川の堤防が決壊しないように、国土交通省にしっかり対策をとる。
7. 瀬古地域の雨水対策事業を早期に実施する。
8. 瀬古は道路事情が大変不便なので早く整備する。
9. 瀬古地域には公園や街灯を増やし、瀬古小学校付近に児童公園を作る。
10. 苗代公園がマンション建設によってなくなったので、別に公園を作ってほしい。
11. 矢田川の小幡太田・香流間に人道橋を掛ける。また、河川敷を整備し、市民の憩いの場をふやす。
12. 田や畑は区民の心の原風景であるので、区内の農業が継続できるように農業振興をはかる。
13. 区内にお年寄りが安心して住める公共住宅を建設する。

【ガイドウェイバスなど区内市営交通について】

1. ガイドウェイバスは将来のバリアフリー化を計画し、新規車両入れ替えに伴って導入できるよう検討する。
2. 東谷山フルーツパークまでバス路線を延長して、シーズン中の渋滞緩和をはかる。
3. ガイドウェイバスの各駅に風よけやトイレを設置する。
4. ガイドウェイバスの市バス運転手の接客対応が改善されるように教育する。
5. 地下鉄大曽根駅の階段は52段あり、年寄り、障害者にはたいへんである。エレベーターかエスカレーターを設置する。
6. ガイドウェイバス川村駅の自転車置き場が死角になって夜間は危ないので、周囲から見えるように工夫・改善する。
7. バス停の屋根や風よけを設置してほしい。
8. 巡回バスは本数や路線を増やしてほしい。

【名鉄瀬戸線について】

1. 名鉄線路の高架化は付近住民の声を聞いて慎重に行う。
2. 線路沿いの事故防止の柵が、子どもが簡単に線路に入れる貧弱なものである。子どもが簡単に線路内に入れないものに改善を名鉄に要請する。
3. 瓢箪山駅と守山自衛隊前駅はホームの幅が狭く危険なので改善する。区内の各駅の駅員は何かあった時に対応できる十分な体制があるのかチェックし、対策をとる。

【環境・医療・福祉】

1. ダイオキシンなどの現況調査を行う。
2. 名成産業と市と住民の三者で、住民の視察する権利と業者に協定違反に対する罰則のある公害防止協定を結ぶ。

3. 区民に福祉制度のわかりやすい資料や福祉施設の紹介をする「福祉マップ」をつくり、区民が利用できるようにする。
4. 守山市民病院を総合病院として存続させ、入院手術や救急医療の充実をはかる。災害時医療の拠点として整備する。
5. 東尾張病院における触法精神障害者の新病棟は、住民の合意が得られるまで着工しないよう、厚生労働省に働きかける。市として粘り強く住民への説明と合意形成に努力すること。
6. 特別養護老人ホームを小幡駅南側などに増設する。
7. 各学区に「老人憩いの家」や個人宅を利用した「宅老所」を整備する。

【教育・保育】

1. 区内の待機児童解消のために保育園を増設する。
2. 人口が増えつつある吉根に、小学校や中学校の新設をする。
3. 30人学級を拡充してほしい。
4. 小幡地区に計画されているスポーツセンター新設にあたっては、財政を圧迫する過大な投資は行わず、小幡緑地公園の自然保護に十分留意して建設する。

< 緑区 >

福祉・教育・子育て

1. 高齢者が気楽に集まるティサロン、たまり場をつくる。太子学区にデイサ - ビスセンターをつくる。
2. 小坂小学校はじめ5校でホルムアルデヒドが基準値を超えているため、また、滝ノ水中学校でも湿疹がひどくなっている生徒がいるため、子どもの健康診断、空気清浄機設置、建材取替え等、シックスクール対策を行う。
3. 扇台中学校に障害児学級を対象人員が3人いなくても早急につくる。
4. 学校の新設や通学区域の変更にあたっては、地域の関係住民の合意と納得を得て進める。
5. 東部方面に保育所を増設し、待機児童解消をはかる。
6. 子育て情報プラザに団体登録している団体の会場費補助について、その利用対象施設を児童館だけでなくコミセンや生涯学習センターにも適用する。
7. 緑図書館は、駐車場の充実と車イスや高齢者が出入りしやすいよう、入口の改善を図り、有料は止める。また、児童室を独立させるなど改築を考えて利用しやすい施設に改善する。また、東部にも図書館を建設する。

街づくり

1. 有松再開発事業は見直して、住民要望の高い市民利用施設に改める。
2. 鳴海駅前の再開発事業については、事業規模を再検討する。
3. 東部方面にできる支所および地区会館には、図書館や生涯学習センター、プール、特養ホームなどの市民利用施設を合築する。また、青年が集まりやすいフリースペースやスポー

ツ施設をつくる。

4. 緑区は大型店の進出で、小売店がつぶれていくので、地元の産業を大切にしてほしい。
5. 大高町砂畑地区に公園をつくる。
6. コミュニティーセンターで申し込まなくても使えるフリースペースをつくる。
7. 太子ヶ根公園に時計、砂場、ネットを設置し、砂場近くに水銀灯を設置する
8. 緑小学校区の汐田付近に公園を設置する。
9. マンション建設による日照侵害、風害などについては、いかなる地域であっても先住者の権利が守られるよう指導する。
10. 道幅の狭い生活道路に、マンション建設による大型車輛を入れることについて、拡大解釈をせず、先住者の生活を守るように指導する。
11. 古根地域の下水道の整備を推進する。

交通問題

1. 名鉄の電車やバスも敬老パスが使えるようにする
2. 市バス路線を新設する。(有松駅～鳴海住宅)(有松駅～大清水)
3. 市バスを鳴海駅に乗り入れる。
4. 現在ラッシュ時以外は、1時間に1本しか運行しない市バス路線において、小型バスを導入し、本数を増やす。
5. 名鉄中京競馬場駅の名古屋市側に無料の駐輪場をつくる。
6. 名鉄本線の左京山から、継続して中京競馬場まで早急に高架立体交差化する。
7. 名鉄有松駅前の階段は雨天時滑りやすく危険なので、階段の上に屋根をつける。また、有松駅東向きの階段を早急につくり、すべての階段を計画的にエスカレーターにする。
8. 名鉄有松駅のホムに直接入れるよう暫定の改札口を設置する。

環境問題対策

1. 鳴海工場の建設は、必要性、規模などについて再検討する。
2. 鳴海工場の解体工事の際、ダイオキシン被害を出さないように万全の注意をする。
3. 環状2号線は、騒音・大気汚染などで沿線の住民の健康被害を生じないように、土壌浄化システムを採用するなど環境目標値を守るようにする。
4. 環状2号線工事中に家屋被害、工事被害など出さないよう適切な工事を行うとともに、何らかの被害を生じた時にはすみやかに問題解決に向けて対処する。
5. 有松の環状2号線橋脚予定地のトリクロロエチレン汚染(土壌および地下水)については、完全に除去するようにし、その経過を定期的に住民に説明する。
6. 丸全油化工業所(大高町)の悪臭がひどく、北側の市立大高中学校や大高幼稚園の子どもたちは昼食時などの悪臭に困っているため、改善の対策をとる。

災害対策

1. 集中豪雨で浸水する地域においては、その原因を解明して抜本的な対策をとる。
2. 区内の公園などに雨水貯留槽はじめ各種の雨水流水抑制策を導入して、集中豪雨時に一気

に雨水が河川に流れ込まないようにする。

3. 調整池のある公園には雨水調整時に誤って子どもたちが公園内に入らないようわかりやすい進入禁止の「注意書き」の表示をする。
4. 高台に住宅等の建設を行う場合、傾斜地への影響を考慮して、要項や条例、危険指定地域であることなどをきちんと守って、崖崩れが起きないように規制する。
5. 崖崩れの起きた民有地で、市民への安全性確保が不十分の所へは、公的な支援をする。

< 名東区 >

全区的なもの

1. コミュニティセンターのない学区に早急に設置するとともに、誰でも気軽に利用できるようにする。
2. コミュニティセンターにパソコンを導入して、学区の情報センターとして身近な情報が収集できるようにする。
3. 高齢者用手押し車（シルバーカー）の購入に補助制度を設ける。
4. 図書館や生涯学習センターの利用時間を延長する。
5. 太鼓の練習場を設ける。
6. 公園の砂を定期的に入れ替えて、砂場にネットを張るようにする。
7. 未だ公園に時計がないところには、時計を設置する。

地域的なもの

1. 猪高緑地や明德緑地の自然を守るために適切な整備をする。
2. 各地域から区役所・図書館・福祉会館・プール・生涯学習センター・名東郵便局など公所を通る巡回バスを設ける。
3. 乗換えなく国立東名古屋病院に通院しやすいように、市バス幹本郷1の路線を本郷駅から藤ヶ丘駅まで延ばす。
4. 上社トレーニングルームにダンベルを備える。
5. 市営住宅の公園も市の公園なみにトイレをつくり、愛護会の適用が受けられるように制度拡大する。
6. 集合住宅のゴミステーションを1棟に1つはつくる。
7. 都市整備公団虹が丘団地の建て替えにあたり、デイサービスセンターの設置を計画する。
8. 市営天神下荘は矢田川堤防の直近で液状化が懸念されるから、緊急に耐震度チェックをする。
9. 福祉事務所に、デイサービスセンターを併設する。
10. 猪子石第一保育園とオリオン学童保育所の前の道路は事故も起きやすく危険なのでスピードが落ちるよう工夫をし、処置をする。
11. 障害スポーツセンターへのマイクロバスの運行を本郷までではなく、引山まで延ばし利用しやすくする。
12. 本郷周辺の排気ガスの実態調査をし、街路樹を植えるなどして環境保全目標値が守られるようにする。
13. 上社 JCT から高針 JCT の環状 2 号線での大気汚染については、環境保全目標を守るように

する。

14. 集中豪雨で被害の大きかった地域・神月町（床上浸水）の実態調査し、対策を強化する。
15. 中島橋は、見通しも悪く、交通事故死も起きているので改善すること。
16. 社台一丁目 156 から 160 番地の歩道は、波型に変形しており、危険なので改修すること。
17. 「引山バスターミナル」の信号の南（愛知銀行東側）の歩道を広くし、電柱や標識を移動して歩道の上下差を解消する。
18. 基幹バス「猪子石西原」バス停南の両側の歩道をバリアフリーにして、上下差をなくす。
19. 市営天神下荘 1 棟の集合ポストに下る 3 段の階段にてすりをつけ、高齢者や障害者が利用しやすくする。
20. 北川原中央公園の東側出入口は、歩道の柵を切り横断歩道もつけ、出入りしやすくする。
21. 引山小学校南側の一方通行道路（302 号）高架下道路と交差する所）が危険。調査して事故がおきないようにカーブミラーをつけるなどの工夫をする。
22. 高齢者が買い物しやすいように、市営猪子石荘の中の公設市場の再開、または民間のスーパーを誘致する。
23. 市営住宅（梅森荘・猪子石荘）の風呂場、トイレの段差をなくし、高齢者が使いやすいようにする。

< 天白区 >

【浸水・地震対策】

1. 天白川については、野中橋から上流の区間についても河道の拡幅などの改修を促進するよう愛知県に求める。
2. 野並地区に雨水が流れ込まないように抜本的な浸水対策をすすめる。
3. 郷下川・藤川流域の戸笠公園などの公園や学校の地下に、雨水を一時的に貯める貯留施設を整備する。
相生山緑地のなかにため池（雨水調節池）を設置する。
4. 野並ポンプ所・菅田ポンプ所については、天白川の改修に合わせて排水能力を増強する。
5. 区内のすべてのため池について、早急に浚渫をおこない、雨水の貯留量を増やす。
6. 学校、市営住宅、保育園などの耐震補強工事を急いで進める。

【道路や地下鉄・市バス路線などの整備】

1. 弥富相生山線については、建設を凍結し、中止も含めて再検討を行ない、ヒメボタルなど相生山緑地の自然環境を保全する。緑地周辺地区への通過車両の進入問題は、「コミュニティ・ゾーン形成事業」など道路建設によらない対策を講じて解決をはかる。
2. 環状 2 号線の東部・東南部区間の整備については、環境アセスメントの環境保全目標が守れるようトンネル化など騒音・大気汚染対策に万全を講ずる。
3. 小田赤池線については、平針住宅などの住環境を悪化させないよう対策を講じる。
4. 天白川緑道（天白川に沿った南天白中から国道 302 号線までの遊歩道）については、新島田橋、天白橋などの橋梁によって分断された箇所を解消する。また、緑道の舗装について

は、クッションコート材を使用するなど歩きやすい舗装にする。

5. 天白小橋の幅員を拡張する。
6. 地下鉄6号線の野並・徳重間の延伸を進める。
7. 地下鉄塩釜口駅にエレベーターを設置する。
8. 市バス路線については、地下鉄植田駅発緑市民病院方面行きの復活や、「タチヤ平針店」前にバス停を設置するなど住民の要望に応じて改善する。
9. 地下鉄植田駅の駐輪場を新たに整備し、拡張する。

【福祉・教育、子育て支援】

1. 地域福祉の拠点となる在宅サービスセンターを早期に整備する。
2. 平針住宅の建て替えにあわせてデイサービスセンターを整備する。
3. 知的障害児施設「あけぼの学園」と知的障害者更正施設「希望荘」については、改築に向けて職員・市民の意見を反映させた計画を策定する。生活保護施設「植田寮」を改築する。
4. 天白区内の保育園の待機児童を完全に解消するため、保育園の定員を増やす。延長保育や一時保育の実施園を拡大する。病児・病後児保育を実施する。
5. 過大規模校となっている植田小学校・植田中学校については、それぞれ分離・新設校を設置する。
6. 天白スポーツセンターの温水プールに入水用スロープ、または階段を設置し、高齢者でも出入りがしやすいように改善する。

【水と緑のまちづくり】

1. 天白川・植田川については、市民が水と親しめるような水辺空間をつくる。
2. 大根池や新池、双子池など区内のため池については、恒常的に釣りができるようにするなど、住民が親しめるよう整備する。また、大堤池をはじめ区内すべてのため池の水質浄化を図る。
3. 荒池緑地の整備（「荒池なごやかファーム構想」）については、貴重な自然環境を保全することを前提に、「オアシスの森」づくりの手法を活用するなど住民参加で進める。

【その他】

1. 表山学区にコミュニティセンターを設置する。
2. 区内に残る農地の保全と活用に努めるとともに、市民のための農園を拡充する。
3. 昭和40年代に建設された市営おおね荘、御前場荘、高坂荘については、住宅内部の総合的な改修をすすめる「トータルリモデル事業」を実施する。
4. 天白川河川敷などに青少年のためのスケボー広場を設置する。